

第3部 管 理

第1章 学校管理

第1節 平成27年度公立学校施設整備事業の計画

平成27年度における国の公立学校施設整備事業は、子供の安全・安心を確保する耐震化、老朽対策、防災機能の強化等を推進するため、平成27年度予算2,049億円（うち復興特別会計1,404億円）、平成26年度補正予算408億円が措置され、資材費や労務費等の上昇分を反映した建築単価の上げが行われた。

本県における平成27年度の公立学校施設整備事業は、市町村立小中学校の校舎等の地震補強事業、防災機能強化事業を中心に、新增改築事業、大規模改築事業及び太陽光発電等導入事業などが計画されている。

第2節 公立小・中学校

1 小学校

年 度	学 校 数			児 童 数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 児 童 数
	本 校	分 校	計				
27	370	0	370	110,550	4,500	40 (35)	24.6
26	371	0	371	112,463	4,527	40 (35)	24.8
25	373	0	373	114,457	4,582	40 (35)	25.0
24	373	1	374	116,629	4,624	40 (35)	25.2

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単式学級		40人（ただし第1～3学年は35人）	
複式学級	{	1年生を含む2の学年	8人
		それ以外の2の学年	15人
特別支援学級		8人	

児童に基本的な生活習慣や学習習慣をより確実に身に付けさせるために、昨年度より「小学校1年生、2年生及び3年生における少人数学級編制」を実施している。

平成13年度から順次実施している少人数指導と合わせ、個に応じたよりきめ細かい指導ができるための効果的な教職員の配置に努めている。

本年度の小学校教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	1	11	13	21	24	31	36
2	2	12	14	22	26	32	37
3	4	13	15	23	27	33	38
4	5	14	17	24	28	34	39
5	7	15	18	25	29	35	41
6	8	16	19	26	30	36	42
7	9	17	20	27	31	37	43
8	10	18	21	28	32	38	44
9	11	19	22	29	33	39	45
10	12	20	23	30	35	40	46

2 中学校

年 度	学校数			生徒数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 生徒数
	本 校	分 校	計				
27	184	1	185	58,453	2,022	40 (35)	28.9
26	184	1	185	59,162	2,021	40 (35)	29.3
25	186	1	187	59,822	2,030	40 (35)	29.5
24	186	1	187	59,968	2,014	40 (35)	29.8

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単 式 学 級 40人 (ただし、第1学年は35人)

複 式 学 級 編制しない

特別支援学級 8人

本年度の中学校教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	4	11	18	21	33	31	49
2	6	12	19	22	35	32	51
3	7	13	20	23	36	33	52
4	8	14	22	24	37	34	54
5	9	15	24	25	39	35	55
6	10	16	25	26	40	36	56
7	12	17	27	27	42	37	57
8	14	18	29	28	43	38	58
9	15	19	31	29	45	39	60
10	17	20	32	30	47	40	61

3 学校の新設・統廃合

戦後の学制改革によって発足した小・中学校は、その後さまざまな経緯を経て、より良いものへと整備充実が図られてきている。

本県においては、昭和28年市町村合併促進法の制定以来、適正な規模によって教育効果の向上を図る意味から学校の統廃合が進み、平成26年4月1日現在、小学校371校、中学校185校となっている。統廃合による適正規模として、学級数が12から18、通学距離は小学校4キロメートル、中学校6キロメートル以内とされているが、学校規模を重視する余り、無理の生じないよう地域住民の理解と協力を得て行うよう配慮している。

学校新設・統廃合・位置変更一覧（H26.4.2～H27.4.1）

■ 小・中学校の新設・廃止・統合

番号	年月日	設置者	旧学校名	新学校名	形式
1	H27.3.31廃止 H27.4.1統合	土岐市	鶴里小学校	濃南小学校	廃止新設
2	H27.3.31廃止 H27.4.1統合	土岐市	曾木小学校		廃止新設

■ 小・中学校の位置変更

平成26年4月2日から平成27年4月1日については、小・中学校の位置変更の実施はない。

4 施設の概況

(1) 保有建物の構造別の状況

小・中学校の保有建物の構造別の状況は、平成21年度と平成26年度を比較すると次のとおりである。

公立小・中学校保有建物面積の構造別内訳表（全国対比） （単位㎡）

区分	年度	小 学 校								
		鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木造		計		
校舎	岐阜県	26		%		%		%		%
		21	1,435,213	94.9	46,829	3.1	29,891	2.0	1,511,933	100
全 国	26	21	1,450,535	95.7	45,104	3.0	20,179	1.3	1,515,818	100
		26	80,288,000	96.1	2,102,000	2.5	1,142,000	1.4	83,532,000	100
屋 体	岐阜県	26	218,292	62.1	127,482	36.3	5,609	1.6	351,383	100
		21	202,663	58.2	141,370	40.5	4,434	1.3	348,467	100
全 国	26	21	8,916,000	52.2	7,973,000	46.6	207,000	1.2	17,096,000	100
		26	8,816,000	50.1	8,560,000	48.6	237,000	1.3	17,613,000	100
寄宿舎	岐阜県	26	-	-	-	-	-	-	-	-
		21	-	-	-	-	-	-	-	-
全 国	26	21	7,000	87.5	0	0.0	1,000	12.5	8,000	100
		26	12,000	80.0	1,000	6.7	2,000	13.3	15,000	100
区分	年度	中 学 校								
		鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木造		計		
校舎	岐阜県	26		%		%		%		%
		21	876,334	95.4	26,682	2.9	15,581	1.7	918,597	100
全 国	26	21	882,522	95.2	33,629	3.6	10,710	1.2	926,861	100
		26	47,045,000	96.0	1,503,000	3.1	443,000	0.9	48,991,000	100
屋 体	岐阜県	26	186,312	78.4	48,787	20.5	2,497	1.1	237,596	100
		21	180,195	76.4	52,064	22.1	3,612	1.5	235,871	100
全 国	26	21	6,679,000	59.1	4,522,000	40.0	100,000	0.9	11,301,000	100
		26	6,452,000	57.0	4,766,000	42.1	95,000	0.9	11,313,000	100
寄宿舎	岐阜県	26	-	-	-	-	-	-	-	-
		21	394	17.7	549	24.6	1,286	57.7	2,229	100
全 国	26	21	67,000	78.8	9,000	10.6	9,000	10.6	85,000	100
		26	90,000	70.9	21,000	16.5	16,000	12.6	127,000	100

(注) 平成26、21年度とも5月1日現在

(2) 国庫負担（補助）事業の状況

ア. 平成26年度公立学校施設整備国庫負担（補助）事業状況は次のとおりである。

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担（補助）事業実績 (交付決定ベース)

区 分	学校数	国庫負担 (補助)面積(m ²)	国庫負担 (補助)金(千円)	負 担 率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	1	231	26,795	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	1	1,618	132,940	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	0	0	0	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	0	0	0	1/2
危険建物の改築事業	2	1,468	79,826	1/3, 5.5/10
不適格建物の改築事業(適正配置等)	5	4,153	293,625	1/3, 5.5/10
地震防災対策事業(耐震補強、改築)	8	14,648	300,922	2/3, 1/2
大規模改築事業(老朽、障害、安全等)	33	46,685	524,328	1/3
防災機能強化事業	15	-	69,424	1/3
屋外教育環境整備事業	2	19,911	29,064	1/3
学校体育諸施設整備事業	1	325	16,569	1/3
学校給食施設整備事業	1	326	28,517	1/2, 1/3
太陽光発電等導入事業	11	-	92,727	1/2
一般施設	0	0	0	1/3
幼稚園の整備(新增築・改築・改造等)	0	0	0	1/3
合 計	80	89,365	1,594,737	

イ. 平成27年度事業計画

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担（補助）事業計画 (交付決定ベース)

区 分	学校数	国庫負担 (補助)面積(m ²)	国庫負担 (補助)金(千円)	負 担 率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	2	129	15,093	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	2	922	107,880	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	0	0	0	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	0	0	0	1/2
危険建物の改築事業	0	0	0	1/3, 5.5/10
不適格建物の改築事業(適正配置等)	3	53	6,657	1/3, 5.5/10
地震防災対策事業(耐震補強、改築)	23	17,978	412,666	2/3, 1/2
大規模改築事業(老朽、障害、安全等)	11	7,083	400,160	1/3
防災機能強化事業	96	-	728,536	1/3
屋外教育環境整備事業	0	0	0	1/3
学校体育諸施設整備事業	2	485	25,705	1/3
学校給食施設整備事業	1	140	12,631	1/2, 1/3
太陽光発電等導入事業	3	-	25,400	1/2
幼稚園の整備(新增築・改築・改造等)	0	0	0	1/3
統 合 (改 修)	2	4,420	107,664	1/2
合 計	145	31,210	1,842,392	

第3節 公立高等学校

1 全日制課程

(1) 学校・学科の設置状況

平成27年度における公立高等学校（全日制）の数は、

県立高等学校	61校	} 計63校となっている。
市立高等学校	2校	

これを設置学科別にみると、

- ア 普通科（理数科及び英語科を含む。）のみを設置する学校 - 県立28校
 - イ 職業学科のみを設置する学校 - 県立17校、市町村立2校
 - ウ 普通科と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校 - 県立8校
 - エ 普通科と職業学科と総合学科を設置する学校 - 県立2校
 - オ 職業学科と総合学科を設置する学校 - 県立2校
 - カ 総合学科のみを設置する学校 - 県立4校
- となっている。

(2) 学 区

ア 普通科

昭和49年度改定の「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」によって県内を教育事務所単位の6学区に分け、学区内の高等学校のみ出願できるとした。ただし、学区の境界付近にあって、生活関係、通学関係などから、隣接する学区内の高等学校の方がより密接な関係にあるとみられる一部の地域については、調整地域として、隣接学区内の指定された高等学校へも出願できるとした。その他、通学困難な山間へき地に住む場合など特別な事情のある者は、県教育委員会の承認があれば他学区の高等学校へも出願できることとした。

その後平成14年度に特色化選抜を導入した際、6学区制による通学区域は県民に定着していることから、一般選抜ではこれを基本としながら、生徒の学校選択肢を拡大する観点から、特色化選抜に限って居住する学区に隣接する学区へ出願できるよう通学区域の弾力化を図った。

平成25年度から導入した新しい入試制度においては、生徒の学校選択肢を拡大するという特色化選抜の主旨を引き継ぎ、第一次選抜、第二次選抜の両方において、隣接する学区へ出願できることとした。

なお、平成8年度以降設置された単位制普通科は、設置時より全県1学区としている。

イ その他の学科

農業、工業、商業、生活産業、理数、英語、情報、音楽、美術の各学科及び総合学科については、それぞれの学科の特性を認めて全県1学区とし、どの高等学校でも自由に出願できることとしている。

2 定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は次のようになっている。

設置状況	設置者	県 立	市 立
定時制課程のみ		1校	1校
全日制課程と定時制課程の併置		6校	1校
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置		1校	
定時制課程と通信制課程の併置		1校	

平成8年度から、華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制課程を単位制に改編し、平成10年度からは、他の県立高校の定時制課程も単位制に改編した。また、平成18年度に、中津川市立阿木高等学校も単位制に改編された。

定時制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、一般社会人の生涯教育の場としての役割を担うなど社会の要請に応じていくことも期待されている。この流れを受け、平成12年度から華陽高等学校を発展充実させ、Ⅰ部（午前）・Ⅱ部（午後）・Ⅲ部（夜間）の3部に分けて募集する3部制単位制高等学校として「華陽フロンティア高等学校」を開校した。平成16年度には、県内2校目の3部制単位制高等学校として「東濃フロンティア高等学校」を開校した。

3 通信制課程

現在、県内には華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置している。

4 入学定員と進学率

平成27年3月の県内の中学校卒業予定者数が、昨年度より92名減少することや学区ごとの進学状況の差異を勘案し、県立全日制において160名の定員減とする入学定員の設定を行った。

岐南工業高等学校、各務原高等学校、岐阜各務野高等学校で各40名（1学級）定員を増し、郡上高等学校、武義高等学校、関商工高等学校、可児高等学校、多治見北高等学校、多治見工業高等学校、益田清風高等学校で各40名（1学級）定員を減じた。

平成27年度公立高等学校入学定員は次のとおりである。

課 程	設置者		
	県 立	市 立	合 計
全 日 制	14,520	440	14,960
定 時 制	600	120	720
通 信 制	320	0	320
合 計	15,440	560	16,000

県内中学校卒業生の高校進学率（通信制を除く）については、平成7、8年度をピークとして低下傾向にあり、平成14年度には、94.0%となったが、平成15年以降は増加し、現在では95%をやや上回っている。

県内中学校卒業生の高校進学率（通信制を除く）

区 分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
岐阜県 (%)	95.7	95.8	95.9	96.0	95.6	95.5	94.6	94.6	94.9	94.0	94.6
全国平均 (%)	95.3	95.7	95.8	95.9	95.9	95.9	95.8	95.9	95.8	95.8	96.1
比 較	0.5	0.1	0.1	0.1	△0.3	△0.4	△1.2	△1.3	△0.9	△1.8	△1.5
区 分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
岐阜県 (%)	95.4	95.4	95.6	95.3	95.6	95.1	94.8	95.3	95.4	95.2	95.1
全国平均 (%)	96.3	96.5	96.5	96.4	96.4	96.3	96.3	96.4	96.5	96.5	96.5
比 較	△0.9	△1.1	△0.9	△1.1	△0.8	△1.2	△1.5	△1.1	△1.1	△1.3	△1.4

5 県立高等学校の施設の概況

(1) 施設の概況

区 分	校舎保有面積				うち、産振校舎保有面積			
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計
面積㎡	575,342	50,011	2,458	627,811	156,062	22,464	278	178,804

学校数 63校（定時制、通信制を含む）

区 分	屋 内 運動場 (武道場を含む)	プール	校 地 保 有 面 積			
			建物敷地	運動場	実 験 実習地等	計
面積㎡	137,988	20校 水面積 9,387	1,137,146	1,234,540	1,647,649	4,019,335

(2) 平成26年度の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額 (千円)	うち国庫補助 (千円)
校 舎 等 整 備	43	1,776,027	9,320
産 振 校 舎	1	18,677	0
そ の 他	2	189,079	0
合 計	46	1,983,783	9,320

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

(3) 平成27年度の整備予定

事 業 名	学 校 数	金 額 (千円)	うち国庫補助 (千円)
校 舎 等 整 備	55	2,111,568	0
産 振 校 舎	1	151,379	25,209
そ の 他	5	165,856	0
合 計	61	2,428,803	25,209

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

6 授業料等

平成22年4月から平成26年3月まで、全日制・定時制・通信制課程の授業料については、原則不徴収となっていたが、平成26年4月からは、所得制限を設けて授業料相当額を支援する「高等学校等就学支援金」制度となっている。

区 分		全日制課程	定時制課程	専攻科	通信制課程
授 業 料	年 額	118,800円	32,400円	118,800円	1 単位
	月 額	9,900	2,700	9,900	310円
入 学 考 査 料		2,200	950	2,200	-
入 学 金		5,650	2,100	5,650	500

7 修学支援

経済的理由により修学が困難な大学生・高等学校生等を対象に、以下の奨学金制度により、奨学金の貸付けを行っている。

1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）
2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
3. 岐阜県高等学校奨学金
4. 岐阜県子育て支援奨学金

※上記1から4の複数の奨学金制度を利用することはできません。

種 類	1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）	2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）																															
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること （新入生の方は高校3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（家計支持者の収入状況により判断するが、収入基準額は家族構成等により異なる。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること（新入生の方は中学3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（家計支持者の収入状況により判断するが収入基準額は家族構成等により異なる。）																															
対象校種	大学 短期大学 高等専門学校	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程																															
貸付月額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高 専</td> <td>県選奨生奨学金のみの場合</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>日本学生支援機構奨学金併用者</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 学</td> <td>県選奨生奨学金のみの場合</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>日本学生支援機構奨学金併用者</td> <td>16,000円</td> </tr> </table>	高 専	県選奨生奨学金のみの場合	18,000円	日本学生支援機構奨学金併用者	14,000円	大 学	県選奨生奨学金のみの場合	32,000円	日本学生支援機構奨学金併用者	16,000円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>自宅通学</td> <td colspan="2">自宅外通学又は通学費高額負担者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国公立高校</td> <td rowspan="2">選択</td> <td>18,000円</td> <td>選択</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td></td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立高校</td> <td rowspan="2">選択</td> <td>30,000円</td> <td>選択</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>47,000円</td> <td></td> <td>52,000円</td> </tr> </table>			自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者		国公立高校	選択	18,000円	選択	23,000円	30,000円		35,000円	私立高校	選択	30,000円	選択	35,000円	47,000円		52,000円
高 専	県選奨生奨学金のみの場合		18,000円																														
	日本学生支援機構奨学金併用者	14,000円																															
大 学	県選奨生奨学金のみの場合	32,000円																															
	日本学生支援機構奨学金併用者	16,000円																															
		自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者																														
国公立高校	選択	18,000円	選択	23,000円																													
		30,000円		35,000円																													
私立高校	選択	30,000円	選択	35,000円																													
		47,000円		52,000円																													
利 息	無 利 息																																
種 類	3. 岐阜県高等学校奨学金	4. 岐阜県子育て支援奨学金																															
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（世帯全員の収入状況により判断するが、収入基準額は家族構成等により異なる。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・生徒自身が第3子以降であること																															
対象校種	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校	高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校																															

貸付月額		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者
	高等専門学校	18,000円		高等専門学校	18,000円	
	国公立高校	18,000円	23,000円	国公立高校	18,000円	23,000円
	私立高校	30,000円	35,000円	私立高校	30,000円	35,000円
	入学支度金(希望者のみ)			75,000円		
利息	無利息					

第4節 特別支援教育

1 特別支援学校の現況

(1) 特別支援学校

昭和54年度から養護学校への就学が義務化されたのを機に学校の整備が急速に進み、平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、県立の養護学校10校が校名変更した。平成20年4月に2校、平成21年4月に2校（うち1校は前倒し暫定開校）が新設され、平成22年4月には、1校が一括移転、さらに平成23年4月に1校が新設された。また、平成25年4月には、2校が新設開校し、現在公立20校（うち1校は分校）が設置されている。

・岐阜県立岐阜盲学校

視覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科、保健医療科及びこれらの上に、修業年限3年の専攻科医療科が設置されている。

平成15年3月、岐阜市北野町に新校舎が完成し、9月より新校舎で授業を開始した。

・岐阜県立岐阜聾学校

聴覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として3年教育の幼稚部と、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科が設置されている。さらにこれらの上に、修業年限2年の専攻科が設置され、情報処理科、理容科の2学科が設置されている。

・岐阜県立長良特別支援学校

慢性疾患、筋ジストロフィー、重度重複障がいのある病弱者のための養護学校として昭和53年4月に開校し、小学部、中学部に加え昭和57年度に高等部が設置された。国立病院機構長良医療センターと隣設した学校である。平成19年4月に岐阜県立長良特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。医療型障害児入所施設県立希望が丘学園に隣設した学校で、小学部、中学部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立揖斐特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成21年4月に開

校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立大垣特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和49年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和55年4月には高等部が設置された。平成19年3月高等部（北校舎）校舎が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立大垣特別支援学校と校名変更をした。

・ **岐阜県立海津特別支援学校**

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立郡上特別支援学校**

県内で初の知的障がい者及び肢体不自由者（知・肢併置）のための養護学校として平成17年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立郡上特別支援学校と校名変更をした。狭隘化のため平成21年4月に高等部を移転し、那比校舎とした（小学部、中学部は大和校舎）。

・ **岐阜県立関特別支援学校**

肢体不自由者のための養護学校として昭和41年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成14年3月新校舎本館が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立関特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に病弱部門を設置した。

・ **岐阜県立中濃特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和53年4月に開校した。福祉型障害児入所施設県立ひまわりの丘第1学園に隣設した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成3年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立中濃特別支援学校と校名変更をした。

・ **岐阜県立可茂特別支援学校**

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成23年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立東濃特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和55年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和59年4月には高等部が設置された。平成19年4月に岐阜県立東濃特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に可茂分教室を設置し、平成23年3月に可茂特別支援学校の開校に伴い閉級した。

・ **岐阜県立恵那特別支援学校**

昭和49年4月に恵那市立緑ヶ丘養護学校が県立に移管された。平成19年4月に岐阜県立恵那特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に高等部が設置された。平成22年4月に恵那市岩村町を一括移転し、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立下呂特別支援学校**

知的障がい者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した飛騨特別支援学校下呂分校をもとにして、平成25年4月に知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・ **岐阜県立飛騨特別支援学校**

知的障がい者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。福祉型障害児入所施設山ゆり学園に隣設した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成2年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校

病弱者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。高山赤十字病院に隣設した学校（分校）で、小学部、中学部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨吉城特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成25年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜市立岐阜特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和38年4月に開校し、小学部、中学部が設置された。また、高等部は、昭和55年4月岐阜市下川手に開校したが、平成5年4月には、岐阜市小西郷に新築移転した。平成16年1月小学部、中学部も高等部所在地へ移転した。平成20年4月に岐阜市立岐阜特別支援学校と校名変更をした。

・各務原市立各務原養護学校

知的障がい者のための養護学校として昭和61年4月に開校し、高等部が設置されている。平成17年3月（旧）岐阜大学農学部跡地へ新築移転した。

義務教育段階における特別支援学校及び特別支援学級の障がい別在学者数（平成27.5.1現在）

区 分	特別支援学校			特別支援学級				
	小学部 児童数	中学部 生徒数	学級数	小 学 校		中 学 校		児 童 生徒数
				学級数	児童数	学級数	生徒数	
視覚障がい	9	12	8	0	0	1	1	1
聴覚障がい	25	21	15	8	12	9	11	23
肢体不自由	121 (2)	86 (4)	95	21	33	9	10	43
知的障がい	453 (2)	414 (0)	227	321	1,294	165	665	1,959
病 弱	51 (14)	48 (5)	51	4	10	2	3	13
言語障がい				0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい				261	850	126	376	1,226
合 計	659 (18)	581 (9)	396	615	2,199	312	1,066	3,265

(注) 児童・生徒数中（ ）内の数は訪問教育児童・生徒数…内数

上記の他 国立小学校知的障がい3学級18人

国立中学校知的障がい3学級23人

(2) 県立特別支援学校の概況

区 分	一般校舎保有面積				産振校舎保有面積				合 計
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	
面積㎡	69,846	7,526	0	77,372	467	0	0	467	77,839
比率%	90.2	9.7	-	100	100	0	-	100	

学 校 数 18校（分校1校含む）

区 分	屋 内 運 動 場	プ ール	校 地 面 積			
			建物敷地	運動場	そ の 他	計
面積㎡	10,816	水面積 7校 1,315	173,654	107,389	38,388	319,431

(3) 平成26年度県立特別支援学校施設の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
岐阜希望が丘特支整備	1校	1,091,559千円	198,024千円
岐阜南部特支（仮称）整備	1校	816,307千円	43,832千円
岐阜高等特支（仮称）整備	1校	34,952千円	-

(4) 平成27年度県立特別支援学校施設の整備計画

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
岐阜希望が丘特支整備	1校	794,837千円	145,323千円
岐阜南部特支（仮称）整備	1校	2,435,987千円	666,301千円
岐阜高等特支（仮称）整備	1校	291,676千円	33,810千円

2 特別支援教育

本県では、特別支援教育の振興を図るために、次のように計画的かつ積極的に取り組んでいる。

(1) 特別支援学校の整備

昭和53年度 県立中濃養護学校（知的障がい）及び県立長良養護学校（病弱）を設置した。

昭和54年度 県立岐阜希望が丘養護学校（肢体不自由）及び県立飛騨養護学校（知的障がい）・同高山赤十字病院分校（病弱）（昭和61年4月1日高山日赤分校と校名変更）を設置した。

昭和55年度 県立東濃養護学校（知的障がい）を設置した。また、県立大垣養護学校及び岐阜市立岐阜養護学校に高等部を設置した。

昭和57年度 県立長良養護学校に、昭和59年度には県立東濃養護学校に高等部を設置した。

昭和61年度 各務原市立各務原養護学校高等部（知的障がい）を設置した。

平成2年度 県立飛騨養護学校に高等部を設置した。

平成3年度 県立中濃養護学校に高等部を設置した。

平成14年度 県立関養護学校を改築整備した（一部供用開始後平成15年度に全面供用開始）。

平成15年度 県立岐阜盲学校を移転改築した（9月）。

平成17年度 県立郡上養護学校を設置した。

平成20年度 岐阜本県特別支援学校、海津特別支援学校を設置した。また恵那特別支援学校に高等部を、東濃特別支援学校に可茂分教室をそれぞれ設置した。

平成21年度 揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校を設置した。また郡上特別支援学校高等部を八幡町那比に移転した。

平成22年度 恵那特別支援学校を恵那市岩村町に一括移転した。

平成23年度 可茂特別支援学校を美濃加茂市牧野に設置した。

平成25年度 下呂特別支援学校を下呂市、飛騨吉城特別支援学校を飛騨市に設置した。

(2) 特別支援学級の整備

平成27年度は、小学校で18学級増、中学校で14学級増の結果、小学校615学級、中学校312学級、計927学級となった。

(3) 通級による指導教室

平成18年度より新設したLD、ADHD等を対象とする教室に加えて平成19年度より自閉症を対象とする教室を設置し充実を図った。

(4) 教育行政組織の改編

平成18年4月から学校政策課特別支援教育室を特別支援教育課とし、特別支援教育を強化する体制を整えた。

(5) 発達障がい者等支援体制整備推進会議

特別支援教育の推進のため、関係部局間の総合的な支援体制を確立し、課題と方策について幅広く協議するために幼・小中高特校長会長、PTA代表、福祉・医療関係者、障害者団体、関係他部局課長等から構成される「岐阜県特別支援教育連携協議会」として、平成17年3月に設置した。この協議会の発足に伴い、「岐阜県障害児就学指導委員会」は廃止し、就学指導についての専門部会を協議会の下に設置した。平成21年度より名称を変更。

(6) 子どもかがやきプラン推進委員会

「一人一人の可能性を引き出す自立支援教育『子どもかがやきプラン』」の推進にあたり、専門家や保護者、地域の関係者など県民の意見を十分に把握しながら、児童生徒数の推移、財政状況を踏まえ、特別支援学校の適切な整備方針をはじめとする岐阜県における特別支援教育の充実に向けた検討を行うことを目的として、「子どもかがやきプラン推進委員会」を平成18年4月に設置した。

(7) 子どもかがやきプラン

平成21年3月に「地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する」を基本理念として『子どもかがやきプラン』を改訂した。

第5節 へき地教育

本県は、県土の約8割が森林におおわれ、山間へき地には小規模な集落が数多くある。過疎化した山間へき地における学校教育の振興対策の一環として、学校統合、学級編制の改善などを行ってきたが、なお、2つの学年の児童で編制する学級（複式学級）を持つ学校が存在する。

1 へき地教育の振興

へき地校へ、昭和33年から新任校長を、昭和37年から中堅教員を計画的に配置するなど教職員組織の改善を図ってきた。また、昭和38年度以降の年度末人事異動に際しては、県内6ブロックを中心とした広域にわたる人事交流を実施している。

一方、学級編制については、昭和44年度に4以上5以下の学年の児童で編制する学級及びすべての学年の児童・生徒で編制する学級の解消を図り、更に、昭和45年度においては、3の学年の児童で編制する学級の1学級の児童数を15人に、また2の学年の児童・生徒で編制する学級の1学級の児童・生徒数を22人に引き下げた。その結果、児童・生徒数の減少にもかかわらず学級増、教員増となり、へき地教育が充実されてきた。なお、昭和49年度においては5ヵ年計画で3の学年複式学級の解消、2の学年複式学級の基準引き下げなどを実施し、昭和56年度に、更に小学校1年生を含む複式学級の編制を12人から10人に引き下げた。そし

て昭和62年度は、2の学年複式学級基準を小学校19人、中学校11人に引き下げ、昭和63年度には、更に小学校18人、中学校10人に基準を引き下げている。平成5年度からスタートした第6次改善計画に伴い、平成11年度からは小学校1年生を含む複式学級編制基準を8人に、その他の小学校複式学級編制基準を16人に引き下げ、更に平成23年度からは、小学校1年生を含む2の学年以外の小学校複式学級編成基準を15人に引き下げた。

中学校については、平成7年度より複式学級を編制しないことを原則として実施している。

(1) 新任校長の計画配置

この方策は、昭和33年度人事から実施した。それまでの新任校長の人事は、ほとんど同一郡市内で充足するのが慣習のような状態であったが、それを見直し全県の視野に立って校長人事を行い、「人事上のへき地」へも新任校長を配置することとした。

へき地に赴任した校長は、地域の人々と触れ合いを大切にし、地域に溶け込んで、教育の推進に取り組むこととなった。

そのことによって、学校教育は、地域の期待や信頼に裏打ちされ、大きな成果を上げることとなった。

全県的に選出された優秀な人材が期待されてへき地に赴任し、希望と意気に燃えて学校運営に当たることにより、清新な気風を吹き込むとともに、地域教育の振興に寄与している。

(2) 中堅教員のへき地派遣制度

この制度は、昭和37年度人事異動から実施した。

へき地学校教員組織の充実のために、新任教員・新任校長の計画配置を実施してきたが、昭和36年度に至り、中学生生徒の急増に伴う全県的な教員不足を補う意味で、へき地教員の確保と、教育組織の充実強化を目的として、この制度の実施に踏み切ったものである。

この制度が実施されて53年目を迎え、すでに2,200人以上の中堅教員が派遣され、それぞれ計画どおり復帰している。当初は多くの摩擦があり、困難にも感じられたが、今日では進んで赴任するまでになり、各市町村教育委員会の理解も深まって円滑に行われていることは、まことに喜ばしいことである。過去の実績からみて、受入側の理解と協力、派遣された中堅教員の自覚と努力によって、ますますその意義を深め、この制度がへき地教育振興に大きく貢献していくことが期待されている。

中堅教員派遣年度別人事

37～39年度 - 235人	52年度 - 44人	2年度 - 37人	15人 - 25人
40人 - 78人	53人 - 48人	3人 - 42人	16人 - 8人
41人 - 71人	54人 - 47人	4人 - 40人	17人 - 37人
42人 - 70人	55人 - 34人	5人 - 48人	18人 - 32人
43人 - 90人	56人 - 34人	6人 - 47人	19人 - 21人
44人 - 80人	57人 - 24人	7人 - 41人	20人 - 15人
45人 - 55人	58人 - 27人	8人 - 49人	21人 - 14人
46人 - 65人	59人 - 42人	9人 - 46人	22人 - 14人
47人 - 84人	60人 - 45人	10人 - 39人	23人 - 12人
48人 - 64人	61人 - 30人	11人 - 46人	24人 - 7人
49人 - 42人	62人 - 40人	12人 - 38人	25人 - 3人
50人 - 58人	63人 - 44人	13人 - 36人	26人 - 10人
51人 - 56人	元 - 36人	14人 - 25人	27人 - 11人

2 へき地指定校

へき地手当支給学校

教育 事務 所名	郡市	級地	小 学 校		中 学 校		計
			本校	分校	本校	分校	
西濃	大垣市	(準)	時	1			1
	揖斐郡	2	坂内	1	坂内	1	2
美濃	関 市	1	板取	1	板取	1	2
	郡上市	1	高鷲北	1			3
2		石徹白、小川	2				
可茂	加茂郡	(準)	神測	1	神測	1	12
		1	久田見、蘇原、黒川、東白川	4	八百津東部、黒川、東白川	3	
		2	潮見、佐見	2	佐見	1	
東濃	中津川市	1	加子母	1	加子母	1	2
	恵那市	(特)			恵那北	1	7
		(準)	上矢作	1			
1		中野方、飯地、串原	3	串原、上矢作	2		
飛驒	高山市	(準)	岩滝	1			8
		1	朝日	1	朝	1	
	飛驒市	2	荘川、本郷、枋尾	3	荘川、北陵	2	4
		(準)	河合、宮川	2			
		2	山之村	1	山之村	1	
	下呂市	(準)	上原	1			5
		1	菅田、東第一、馬瀬	3	馬瀬	1	
大野郡	2	白川	1	白川	1	2	
小 計				31		17	
合 計				31		17	48

(注) (準) は、準へき地 (特) は、特地

3 寄宿舎の開設

教育効果の向上を目指して、小・中学校の統合が進められているが、その結果、遠距離のため通学が困難となる児童生徒のために、寄宿舎を開設してきた。

寄宿舎には、一年間を通じて開設する通年寄宿舎と、積雪時期中のみ開設する季節寄宿舎があるが、平成26年度はいずれも開設していない。

4 スクールバス・教員宿舎等の整備

へき地指定校等で学校を統合したことなどにより必要となった通学用のスクールバスの購入や、へき地学校勤務教員用の宿舎の建設を国の補助制度を活用して行っている。

平成26年度においては、5市町において延べ7台のスクールバスが購入された。

なお、宿舎の整備実績はなかった。

第6節 教職員の人事

1 概 要

児童・生徒に教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を確保するため、教育行政機関は、必要な教育条件の整備を図らなければならない。その中でも、教育の成否は、教育者に負うところが大きいことからみて、教職員の人事管理は、特に重要である。教職員の人事管理は、それぞれの地域の、それぞれの学校における教職員組織の適正化を図るとともに、教職員の資質能力を高めることを目指して行われ、児童・生徒に対する教育効果の向上を図るものである。このような観点から行われる教職員の人事は、具体的には、採用、転任、昇任、退職などの任用行為として行われ、また、職務上及び身分上の必要な指導として行われるものである。

本県の場合、教職員の人事が比較的円滑適正に行われているのは、教職員を中心とする教育関係者が本県教育の推進者としての自覚をもって、県民の教育に対する要請にこたえようとしているからである。

2 教職員定数

(1) 小・中学校

平成27年度小・中学校の教職員定数は、小学校7,402人、中学校4,523人、合計11,925人でその内訳は次のとおりである。

種別	学校別	小 学 校	中 学 校	計
校	長	365	184	549
教	頭	390	206	596
主 幹 教 諭		18	48	66
教 諭		5,722	3,629	9,351
養 護 教 諭		375	192	567
事 務 職 員		378	202	580
充 指 導 主 事		44	6	50
栄 養 教 諭		96	51	147
学 校 栄 養 職 員		14	5	19
	計	7,402	4,523	11,925

(2) 高等学校・特別支援学校

本年度教職員定員数は、県立学校5,435人（高等学校3,869人、特別支援学校1,566人）市立定時制高等学校31人、市立特別支援学校150人、計5,616人で、内訳は次のとおりである。昨年度に比べて48人減となった。

平成27年度高等学校・特別支援学校教職員定数

区 分	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校	合 計
校 長	64	19	83
教 諭 等	(△11) 3,151	(△34) 1,477	(△45) 4,628
養 護 教 諭	(△3) 93	(1) 34	(△2) 127
実 習 助 手	(△2) 284	25	(△2) 309

区 分	高 等 学 校	特別支援学校	合 計
寄 宿 舎 指 導 員	-	(2) 72	(2) 72
事 務 (一 般)	221	61	282
事 務 (図 書)	54	-	54
学 校 栄 養 職 員	5	8	13
実 習 補 助 員	7	-	7
学 校 用 務 員	(△1) 20	4	(△1) 24
調 理 師	1	10	11
ボ イ ラ 技 士	-	-	0
運 転 士	-	-	0
看 護 師	-	3	3
介 護 員	-	3	3
計	(△17) 3,900	(△31) 1,716	(△48) 5,616

- (注) 1 ()の数は、平成26年度からの増減数である。
2 市立定時制高等学校の定数31(校長1、教員30)を含む。
3 市立特別支援学校の定数150を含む。

3 平成27年度人事異動

(1) 小・中学校

ア 本県教育の振興を期し、県民の学校教育に対する期待に応えるとともに全県的な教育水準の維持向上を目指して、市町村教育委員会の主体性・自律性が生かされ、特色ある学校づくりが推進されるよう一層公正な異動を行い、人事の刷新を図る。

(ア) 管理職

a 市町村の実態及び各学校の実情を考慮するとともに、市町村教育委員会の主体性・自律性をふまえ、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあつては、地域の実態や特色を生かした学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。

b 校長及び教頭の任用については、その職責の重要性に鑑み、管理者としてふさわしい人間性豊かで創造力と指導力に富む人材を幅広く登用し、適所に配置する。特に、男女共同参画社会の実現に鑑み、優秀な女性管理職の登用を積極的に進める。

(イ) 一般教員

a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、市町村教育委員会や校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、経験年数、健康状況及び教育能力等を勘案して、個性が生きるよう適材を適所に配置する。

また、学校間連携を図り、教育課題に対するマネジメント機能の維持・強化や、特別支援教育、多文化共生、へき地小規模校の人材育成などの諸課題に対応するために主幹教諭を66名配置した。

b 教員としての資質の向上と視野の拡大を図るため、職場経験の領域を広げる異動を推進する。

- c 教育事務所間・都市間等、広域にわたる計画的な異動を実施する。
- d 小学校・中学校の校種間交流や、高等学校や特別支援学校との交流を積極的に推進する。
- e 中堅教員の研修派遣を計画的に実施する。
- f 新規採用者は、教職に対する基礎的な技量を身に付けさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員

a 事務職員

市町村教育委員会と連携を深め、積極的に学校経営に提言する力を発揮できるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

b 栄養教諭・学校栄養教員

市町村教育委員会と連携を深めるとともに、積極的に学校給食や食の指導にかかわることができるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

また、食育を充実させるために、新たに2人の栄養教諭を任用替えするとともに新規で5人を採用し、127人の栄養教諭で食の指導を進めている。

イ 退職と採用

定年による退職者は校長84人、教頭33人、教員145人、勸奨による退職者は、校長2人、教頭3人、教員72人であった。普通退職者は、3月末で105人であった。新規採用者については、平成27年度教員採用選考試験合格者のうち、成績優秀なものから432人を採用した。

ウ 異動人事

4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

平成27年度異動状況

校長等の異動状況

(平成27年度4月)

項目 学校	退職	教頭等→校長	校長→校長	事務局→校長		計	平成26年度
				新任	転任		
小学校	58	50	70	11	3	192	199
				14			
中学校	28	13	38	10	3	92	115
				13			
合計	86	63	108	21	6	284	314
				27			

教頭の異動状況

(平成27年度4月)

項目 学校	退職	教諭等→教頭	教頭→教頭	事務局→教頭		計	平成26年度
				新任	転任		
小学校	28	60	77	7	2	174	198
				9			
中学校	10	43	41	9	7	110	81
				16			
合計	38	103	118	16	9	284	279
				25			

特別支援学校の部主事の異動状況

(平成27年度4月)

学校	項目	退職	新任部主事	部主事→部主事	事務局→部主事		計	平成26年度
					新任	転任		
特別支援		0	1	0	0	0	1	2

一般教職員異動状況

(平成27年度4月)

区 分			計		平成26年度
退職者	小学校	定 年	117	239	262
		勸 奨	60		
		普 通 等	62		
	中学校	定 年	44	107	85
		勸 奨	21		
		普 通 等	42		
	計	定 年	161	346	347
		勸 奨	81		
		普 通 等	104		

区 分			計		平成26年度
異 動	小 学 校 → 小 学 校		798	1,908	
	中 学 校 → 小 学 校		212		
	特 別 支 援 → 小 学 校		29		
	事 務 局 → 小 学 校		8		
	割愛・日本人学校→小学校		5		
	小学校→割愛・日本人学校		28		
	小 学 校 → 中 学 校		240		
	中 学 校 → 中 学 校		430		
	特 別 支 援 → 中 学 校		11		
	事 務 局 → 中 学 校		2		
	割愛・日本人学校→中学校		10		
	中学校→割愛・日本人学校		32		
計			1805		

区 分			計		平成26年度
新 規 採 用 者			(小270、中162) 432		450
異 動 総 合 計			2,583		2,705
事 務 職 員	新 任		20	179	185
	転 任		118		
	退 職		41		
学 校 栄 養 職 員	新 任		0	5	6
	転 任		2		
	退 職		3		

平成27年度人事異動総括表

(平成27年度4月)

学 校	職 名	新 任	転 任	退 職	計	平成26年度
小 学 校	校 長	61	73	58	192	199
	教 頭	67	79	28	174	198
	主幹教諭	7	3	0	10	18
	一般職員	273	1,051	234	1,558	1,651
	計	408	1,206	320	1,934	2,066
中 学 校	校 長	23	41	28	92	115
	教 頭	53	48	10	111	81
	主幹教諭	24	4	1	29	47
	一般職員	162	712	106	980	1,029
	計	262	805	145	1,212	1,272
特別支援学校(中学校の内数)		1	15	3	19	24
合 計		670	2,011	465	3,146	3,338

学 校	職 名	新 任	転 任	退 職	計	平成26年度
事 務 職 員	小 学 校	15	70	29	114	120
	中 学 校	5	48	12	65	66
	計	20	118	41	179	186
学校栄養職員	小 学 校	0	1	2	3	5
	中 学 校	0	1	1	2	1
	計	0	2	3	5	6
異動総合計		690	2,131	509	3,330	3,530

エ 県外・海外の計画的人事

(ア) 他県との教員人事交流

昭和46年に、鹿児島県との間に姉妹県としての盟約がなされたこと及び高等学校教員の人事交流の実績があったことから、47年度から鹿児島県との間で、小学校及び中学校の教員各1人計2人の計画的な人事交流を行うこととした。また、平成12年度より平成19年度まで高知県・宮城県との人事交流を行い他県との交流を拡大した。

平成23年度はのべ12名、平成24年度は5名の教員を震災支援派遣教員として宮城県へ派遣した。

(イ) 在外教育施設への計画的派遣

海外日本人子女に、国内と同様の義務教育を行うため、47年度初めて台北、バンコク、ジャカルタ所在の日本人学校へ各1人計3人の教員を派遣した。

勤務期間は原則として3カ年で、現在派遣中の者は次のとおりである。

派遣年度	派遣人数	派 遣 先
25	4	バンコク、青島、蘇州、シンガポール
26	2	ホーチミン、台北
27	7	バンコク(2)、シンガポール、パリ、ミュンヘン、ソウル、デュッセルドルフ

(2) 高等学校・特別支援学校

ア 異動方針

(ア) 管理職

- a 各学校の実情を考慮し、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあたっては、特色ある学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとられないよう配慮する。
- b 校長、副校長、教頭及び部主事の任用については、その職責の重要性に鑑み、人間性が豊かで創造力と指導力に富み、自ら率先して行動できる人材を幅広く登用し、適所に配置する。

(イ) 一般教員

- a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、勤務歴、健康状況及び能力意欲実績等を勘案して、適材を適所に配置する。
- b 視野の拡大を通して資質の向上を図る観点から、教員の指導力を生かし高める異動を推進する。
- c 全日制の課程と定時制及び通信制の課程相互間の交流や高等学校と特別支援学校との交流、県立学校と小中学校との交流などを通じて異なる課程や校種を経験させる計画的な異動を積極的に推進する。
- d 将来学校のリーダーとして期待できる中堅職員員の研修派遣を計画的に実施する。
- e 新規採用者は、教職に対する基礎的な資質を身につけさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員等

学校と事務局・知事部局相互間及び学校間の交流に努めるとともに、年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

イ 退職と採用

教員の定年・勲奨による退職者は、校長19人を含む123人であった。普通退職者は、3月末で19人であった。新採用者については、退職補充及び定員増等により平成27年度教員採用試験合格者のうち、成績優秀な者から212人（実習助手・寄宿舎指導員を含む）を採用した。

ウ 異動状況

4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

平成27年度定期人事異動総括表

(平成27年4月)

区 分	新任	転任	退職	出向	計	平成26年度
校 長	19	15	19	-	53	66
副 校 長	6	1	2	-	9	7
教 頭	23	25	4	-	52	72
特別支援学校部主事	12	13	0	-	25	22
教 諭	187	415	107	-	709	759
養 護 教 諭	7	9	4	-	20	27
実 習 助 手	17	29	14	-	60	51
寄 宿 舎 指 導 員	1	3	1	-	5	12
事 務 職 員 等	58	81	37	22	198	201
計	330	591	188	22	1,131	1,217

- (注) 1 退職者の定年・勲奨退職者数 160人 (前年173人)
- 校長 19 (26) 特別支援学校部主事 0 (0)
 - 副校長 2 (2) 教 職 員 99 (111)
 - 教 頭 3 (8) 事 務 職 員 等 37 (26)
- 2 全日制と定時制・通信制との交流47人 (前年43人)
- 定時制・通信制→全日制21 (21) 全日制→定時制・通信制26 (22)
- 3 事務職員等の知事部局等との人事交流82人 (前年85人)
- 学校→知事部局22 (24) 教委事務局→学校 7 (5)
- 学校→教委事務局 2 (3) 知事部局等→学校51 (53)

エ 県外の計画の人事

(ア) 他県 (鹿児島県) との教育人事交流

鹿児島県教育委員会との間に覚書をかまし、相互に清新の気風の導入を図り、両県教育の振興に資するため、高等学校教員について、昭和45年度から計画的な人事交流を行っている。勤務期間は3ヵ年である。(平成27年度も各1人の人事交流を行った。)

4 教職員の給与、勤務条件等

教職員の給与については(1)以下のとおりであるが、義務教育諸学校の教育職員の給与については、「学校教育の水準の維持向上のため義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(以下「人確法」という。)により、一般の職員の給与水準に比較して優遇措置が講じられ、数次にわたって給与改善が行われた。

第1次改善(昭和49年1月1日実施)

給料表の改善

教育職給料表(三)の全号給について、中堅層以上の教員の改善を中心に所要の改善が行われた。また、教育職給料表(二)についても、所要の改善が行われた。

第2次改善(昭和50年1月1日実施)

(1) 給料表の改善

教育職給料表(三)の全等級について、経験豊かな層の教員の改善を中心とした所要の改善を行い、教頭職の明確化に伴い新たに特1等級を設置し、4等級制とした。また、教育職給料表(二)についても、所要の改善が行われた。

(2) 義務教育等教員特別手当の支給

新たに義務教育等教員特別手当が設けられ小・中学校の教育職員に等級号給に応じて手当が支給されることになった。また、高等学校等の教育職員についても同様の措置がとられた。

第3次(前期分)改善(昭和52年4月1日実施)

(1) 標準職務表の改善

原則として、校長は特1等級、教頭は1等級に格付けした。

(2) 義務教育等教員特別手当の改正

月額最高額の引き上げが行われた。

(3) 教育職員手当(主任手当、部活動手当)の支給

主任等の職務を行う教員及び学校の管理下における部活動の指導業務に従事した教員に日額の手当を支給することとした。

第3次（後期分）改善

- (1) 義務教育等教員特別手当の改正（昭和53年4月1日適用）
月額最高額を引き上げた。
- (2) 管理職手当の改正（昭和54年1月1日適用）
大規模学校の校長及び教頭の支給割合を100分の2引き上げ、それぞれ100分の14及び100分の12とした。
- (3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の改正（昭和53年4月1日適用）
手当の対象となる主任等の範囲を拡大し、部活動手当の従事時間を4時間程度とした。

第3次（後期積残し分）改善

管理職手当の改正（昭和55年4月1日適用）
管理職手当の支給に係る大規模校としての学級規模を改正した。

その他人確法実施以後に行われた改正等のうち主なもの

- (1) 土曜開庁方式導入に伴う4週6休制（平成元年4月30日実施）
4週間に2回の土曜日を勤務を要しない日とした。ただし、教員等については、52週間につき勤務を要しない日となる26土曜日に担当する104時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。
- (2) 配偶者出産休暇の新設（昭和58年4月1日実施）
配偶者が出産した場合、2日の範囲内で特別休暇を認めることとした。
- (3) 給与の口座振込制度の導入（昭和58年7月1日実施）
職員が希望した場合、給料、期末勉強手当等を口座振込により支給することとした。
- (4) 給料表の改正（昭和60年7月1日実施）
給料表を等級制から級制に改めるとともに、職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を1級として職務の級の序列を編成し直した。
- (5) 妊婦障害休暇の新設（平成元年4月1日実施）
妊婦に起因する障害により就業が著しく困難となる場合、7日の範囲内で特別休暇を認めることとした。
- (6) 夏期の休暇の新設（平成3年4月1日実施）
夏期における盆等の諸行事、心身の健康維持・増進又は家庭生活の充実のため、連続することを原則とする4日間の範囲内で特別休暇を認めることとした。
- (7) 新育児休業制度の導入（平成4年4月1日実施）
従来、女子教育職員等の特定職権の女子職員を対象として設けられていた育児休業制度について、すべての職員を対象として育児休業をすることができることとした。
また、職員が育児休業をせず勤務しつつ子を養育しようとする場合、1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業を新たに認めることとした。
- (8) 完全週休2日制の実施（平成4年8月1日実施）
日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とし、職員の勤務時間は1週間につき40時間とした。
また、日曜日又は土曜日に閉庁する機関に勤務する職員等については、1週間当たりの勤務時間は40時間とした。
なお、教員等については、日曜日及び学校5日制の休業土曜日（毎月の第2土曜日）を勤務を要しない日とすることに加えて、52週間につき勤務を要しない日となる40土曜日に相当する160時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。
- (9) 介護休暇の新設（平成7年1月1日実施）

- 職員が長期にわたり家族等の介護を余儀なくされる場合、連続する3月の範囲内で必要と認められる期間、職務からの離脱を休暇として認められることとした。
- (10) ボランティア休暇の新設（平成9年1月1日適用）
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、一の年において5日の範囲内で特別休暇を認めることとした。
- (11) 職員組合への在籍専従期間を5年から7年にした。（平成9年4月1日適用）
- (12) 旅費の支給を口座振込で実施することとした。（平成9年4月1日適用、ただし、小・中学校は平成10年7月1日適用）
- (13) 多胎妊婦の場合の産前特別休暇の期間を10週間から14週間にした。（平成10年4月1日適用）
- (14) 昇給停止年齢を55歳（当分の間57歳）とした。（平成11年4月1日適用、ただし、経過措置あり）
- (15) 調整手当の異動保障を廃止した。（平成12年4月1日適用）
- (16) 岐阜県職員退職手当条例を一部改正（平成13年4月1日適用）
平成13年度から平成15年度までの間の時限措置として、勸奨により退職する職員に支給する退職手当について特例措置を設けた。
- (17) 大学院修学休業制度を導入した。（平成13年4月1日適用）
- (18) 新再任用制度を導入した。（平成13年4月1日適用）
- (19) 岐阜県職員等旅費条例を大幅に改正した。（平成14年1月1日適用）
- (20) 学校における完全週休2日制を実施した。（平成14年4月1日適用）
- (21) 育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満とした。（平成14年4月1日適用）
- (22) 介護休暇の期間を連続する3月の期間内から連続する6月の期間内とした。（平成14年4月1日適用）
- (23) 子の看護のための特別休暇を一の年において5日の範囲内の期間において認めることとした。（平成14年4月30日適用）
- (24) 当分の間57歳としていた昇給停止年齢を55歳とした。（平成15年4月1日適用、ただし、経過措置あり。）
- (25) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成16年1月1日適用）
20年以上勤続して退職した職員の退職手当の支給率を削減した。
- (26) 岐阜市にかかる調整手当を廃止した。（平成17年1月1日適用）
- (27) 20年以上勤続して退職する職員にかかる特別昇給を廃止した。（平成17年3月31日施行）
- (28) 男性職員の育児参加のために、配偶者の産前産後の期間内において5日の範囲内で取得できる特別休暇を新設した。（平成17年4月1日適用）
- (29) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を新設した。（平成17年4月1日）
- (30) 給与構造改革を実施した。（平成18年4月1日適用）
・ 給料月額を平均5%引き下げ、号給を4分割した給料表へ移行
・ 昇給日（1月1日）を年1回に統一し、勤務成績に応じた昇給幅の昇給
・ 地域手当の新設
- (31) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成18年4月1日適用）
新たな「調整額」を加算して退職手当を算出することとした。
- (32) 不妊治療を受ける場合の特別休暇を一の年において6日の範囲内の期間において認めることとした。（平成18年4月1日適用）
- (33) 管理職手当を定額支給とした。（平成19年4月1日適用）

- (34) 休憩時間を廃止した。(平成19年4月1日適用)
- (35) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成19年4月1日適用)
実態に即した旅費計算をするため、県内の市町村区域の起点を細分化した。
- (36) 教育職員手当(部活動手当等)の額を倍増した。(平成20年10月1日適用)
- (37) 義務教育等教員特別手当の改正(平成21年1月1日適用)
月額の高額を引き下げた。
- (38) 給料表の改正
職務の級に特2級を新設し、4級制から5級制とした。(平成21年4月1日適用)
- (39) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成21年4月1日適用)
給料表の級による区分を廃止した。
- (40) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の制定(平成21年4月1日適用)
現下の厳しい財政状況にかんがみ、職員の給料の月額を抑制することとした。
- (41) 給料表の改正(平成21年12月1日適用)
若年層を除き、給料の月額を引き下げた。
- (42) 義務教育等教員特別手当の改正(平成22年1月1日適用)
月額の高額を引き下げた。
- (43) 給料の調整額の改正(平成22年1月1日適用)
調整数(特別支援教育に関するもの)を引き下げた。
- (44) 産業教育手当、定時制通信教育手当の改正(平成22年4月1日適用)
支給率を引き下げた。
- (45) 時間外勤務手当の改正(平成22年4月1日適用)
勤務一時間当たりの単価算出方法等を変更した。
- (46) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正(平成22年4月1日適用)
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (47) 特別休暇制度の一部改正(平成22年6月30日適用)
子の看護休暇の拡充
一の年において5日までを、子が2人以上の場合には10日までに変更した。
短期介護休暇の新設
一の年において5日まで取得できるようにした。
- (48) 職員の勤務時間の短縮(平成22年8月1日適用)
1日の勤務時間を8時間から7時間45分にした。
- (49) 義務教育等教員特別手当の改正(平成23年1月1日適用)
月額の高額を引き下げた。
- (50) 給料の調整額の改正(平成23年1月1日適用)
調整数(特別支援教育に関するもの)を引き下げた。
- (51) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正(平成23年4月1日適用)
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (52) 給料の調整額の改正(平成23年4月1日適用)
調整数(特別支援教育に関するもの)を引き下げた。
- (53) 住居手当の改正(平成23年4月1日適用)
自宅にかかる住居手当(単身赴任者にかかるものを含む。)を廃止した。
- (54) 自己啓発等休業制度の創設(平成24年4月1日適用)
大学等の教育課程履修又は外国における奉仕活動のための休業制度の創設

- (55) 特別休暇制度の一部改正（平成24年4月1日適用）
子の看護休暇の対象範囲を中学校就学の始期に達するまでの子のみから家族（配偶者、父母、配偶者の父母、子）に拡大し、家族看護休暇とした。
- (56) 給料の調整数の改正（平成24年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (57) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成24年4月1日適用）
職員の給料の月額抑制率を改正した。
- (58) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成25年4月1日適用）
退職手当の支給率を平成26年7月にかけて段階的に引き下げることにした。
- (59) 特別支援教育に従事する職員に支給されていた給料の調整額を廃止した。（平成25年4月1日適用）
- (60) 岐阜県職員の給与の臨時特例に関する条例の制定（平成25年7月1日適用）
国からの要請に基づく職員の給与の減額を実施
- (61) 高齢層職員の昇給昇格制度の改正（平成26年1月1日適用）
55歳を超える職員の昇給は勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。位の号給から昇格する場合の昇格後の号給を抑制した。
- (62) 通勤手当の改正（平成26年4月1日適用）
自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、60以上の距離区分を新たに設け、手当額を増額した。
- (63) 技能職員等の給料表切替（平成26年4月1日適用）
技能職員等の適用する給料表を行政職給料表から技能労務職給料表に切り替え。
- (64) 特別休暇制度の一部改正（平成26年4月1日適用）
家族看護休暇を、学校等において実施される行事に出席する場合に取得できるよう拡充した。
- (65) 週休日の振替期間の改正（平成26年4月1日適用）
公立学校の教職員が土曜授業等を行った場合の週休日の振替期間を前8週後16週に拡充。
- (66) 配偶者同行休業制度を導入した。（平成26年8月1日適用）
- (67) 給与制度の総合的見直しを実施した。（平成27年4月1日適用）
現行の給与水準を維持しつつ、給料表における給与カーブを見直した。
- (68) 教育職員手当（部活動手当等）の額を1.25倍増した。（平成27年4月1日適用）
- (69) 単身赴任手当の改正（平成27年4月1日適用）
基礎額及び加算額を引き上げた。
- (70) 寒冷地手当の改正（平成27年4月1日適用）
支給対象地域及び支給対象公署を見直し。

(1) 給 料
ア 行政職給料表

平成27年4月1日適用

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	140,200	191,300	228,300	263,500	290,700	322,000	367,300	413,800	465,200
	2	141,400	193,100	229,900	265,600	293,000	324,300	369,900	416,300	468,300
	3	142,600	195,000	231,600	267,600	295,300	326,600	372,500	418,800	471,400
	4	143,700	196,800	233,200	269,700	297,600	328,900	375,100	421,300	474,500
	5	144,800	198,400	234,800	271,700	299,600	331,200	377,300	423,200	477,500
	6	145,900	200,300	236,500	273,800	301,900	333,300	379,800	425,500	480,600
	7	147,100	202,100	238,200	275,900	304,200	335,500	382,300	427,700	483,700
	8	148,200	204,000	239,800	278,000	306,500	337,700	384,800	429,900	486,800
	9	149,300	205,700	241,400	280,100	308,700	339,900	387,400	432,000	489,500
	10	150,700	207,500	243,100	282,200	311,000	342,100	390,100	434,100	492,600
	11	152,100	209,400	244,700	284,300	313,300	344,300	392,800	436,200	495,600
	12	153,400	211,200	246,300	286,400	315,600	346,500	395,500	438,400	498,700
	13	154,700	212,600	248,000	288,400	317,800	348,500	397,900	440,200	501,400
	14	156,200	214,500	248,000	290,500	320,000	350,600	400,200	442,100	503,800
	15	157,800	216,300	248,000	292,600	322,200	352,700	402,500	444,100	506,100
	16	159,400	218,100	248,000	294,700	324,400	354,800	404,900	446,100	508,500
	17	160,700	219,800	254,100	296,700	326,500	356,700	406,800	447,900	510,800
	18	162,300	221,600	256,000	298,800	328,600	358,700	408,800	449,700	512,300
	19	163,800	223,300	257,900	300,900	330,700	360,700	410,700	451,500	513,800
	20	165,300	224,900	259,900	303,000	332,700	362,600	412,600	453,300	515,200
	21	166,700	226,600	261,600	305,100	334,800	364,700	414,500	455,100	516,300
	22	169,500	228,300	263,500	307,200	336,900	366,600	416,300	456,600	517,800
	23	172,100	230,000	265,400	309,300	339,000	368,600	418,200	458,100	519,300
	24	174,800	231,700	267,200	311,400	341,100	370,600	420,200	459,600	520,800
	25	177,500	233,200	269,200	313,300	342,700	372,500	422,000	461,000	522,000
	26	179,300	234,800	271,100	315,400	344,700	374,500	423,500	462,300	523,100
	27	181,000	236,300	273,000	317,500	346,700	376,500	425,100	463,600	524,300
	28	182,700	237,800	274,900	319,600	348,700	378,500	426,700	464,800	525,500
	29	184,300	239,200	276,600	321,600	350,500	380,100	428,300	465,800	526,600
	30	186,100	240,400	278,500	323,700	352,400	381,900	429,600	466,500	527,500
	31	187,900	241,600	280,400	325,800	354,300	383,700	430,900	467,300	528,400
	32	189,700	243,000	282,300	327,900	356,200	385,400	432,200	468,000	529,300
	33	191,300	244,300	284,000	329,500	358,100	387,200	433,400	468,700	530,100
	34	192,800	245,700	285,900	331,500	359,900	388,600	434,700	469,500	531,000
	35	194,400	247,000	287,800	333,600	361,700	390,200	436,000	470,200	531,700
	36	195,900	248,400	289,700	335,700	363,400	391,800	437,200	470,900	532,200
	37	197,200	249,500	291,400	337,600	364,900	393,300	438,400	471,400	532,900
	38	198,500	251,100	293,200	339,600	366,200	394,500	439,200	472,100	533,600
	39	199,900	252,700	295,000	341,600	367,600	395,700	440,000	472,800	534,400
	40	201,200	254,300	296,800	343,600	369,000	396,900	440,800	473,400	535,000

平成27年4月1日適用

職員の 区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	41	円 202,500	円 255,700	円 298,600	円 345,500	円 370,500	円 397,900	円 441,400	円 473,900	535,500
	42	203,800	257,100	300,300	347,400	371,400	399,100	442,100	474,400	
	43	205,200	258,500	302,000	349,300	372,500	400,300	442,800	474,800	
	44	206,500	259,900	303,700	351,200	373,600	401,500	443,500	475,100	
	45	207,700	261,000	305,400	352,700	374,400	402,200	444,300	475,400	
	46	209,000	262,400	307,100	354,200	375,300	402,900	445,100	475,400	
	47	210,400	263,800	308,800	355,700	376,200	403,600	445,700	475,400	
	48	211,700	265,200	310,500	357,200	377,100	404,300	446,400	475,400	
	49	212,800	266,500	311,700	358,900	378,100	404,900	446,800	475,400	
	50	213,900	267,700	313,300	359,700	378,900	405,600	447,300	475,400	
	51	215,100	269,000	314,900	360,900	379,700	406,100	447,700	475,400	
	52	216,200	270,300	316,500	361,900	380,500	406,600	448,100	475,400	
	53	217,400	271,400	318,200	362,800	381,200	406,900	448,500	475,400	
	54	218,400	272,600	319,800	363,900	381,900	407,200	448,900	475,400	
	55	219,400	273,900	321,400	364,900	382,600	407,500	449,300	475,400	
	56	220,500	275,200	323,000	366,000	383,300	407,800	449,600	475,400	
	57	221,300	276,300	324,500	366,900	383,800	408,100	449,900	475,400	
	58	222,300	277,400	325,700	367,600	384,400	408,500	450,400	475,400	
	59	223,200	278,500	326,900	368,300	385,100	408,800	450,700	475,400	
	60	224,200	279,600	328,100	369,000	385,800	409,100	451,000	475,400	
	61	225,100	280,800	328,900	369,500	386,200	409,400	451,300	475,400	
	62	226,100	281,800	329,800	370,100	386,900	409,700	451,300	475,400	
	63	227,100	282,800	330,600	370,800	387,500	410,000	451,300	475,400	
	64	228,100	283,800	331,400	371,500	388,100	410,300	451,300	475,400	
	65	228,800	284,600	332,300	371,800	388,600	410,600	451,300	475,400	
	66	229,800	285,500	332,700	372,500	389,200	410,900	451,300	475,400	
	67	230,900	286,400	333,500	373,200	389,800	411,200	451,300	475,400	
	68	232,000	287,300	334,300	373,900	390,400	411,500	451,300	475,400	
	69	232,800	288,300	335,100	374,300	390,800	411,700	451,300	475,400	
	70	233,600	289,100	335,800	374,900	391,300	412,000	451,300	475,400	
	71	234,400	289,900	336,500	375,600	391,900	412,300	451,300	475,400	
	72	235,300	290,700	337,200	376,200	392,500	412,600	451,300	475,400	
	73	236,100	291,500	337,700	376,600	392,800	412,800	451,300	475,400	
	74	236,800	292,000	338,300	377,200	393,100	413,100	451,300	475,400	
75	237,500	292,500	338,900	377,900	393,500	413,400	451,300	475,400		
76	238,200	293,000	339,500	378,500	393,900	413,600	451,300	475,400		
77	238,900	293,100	339,800	378,900	394,200	413,800	451,300	475,400		
78	239,700	293,500	340,300	379,400	394,500	414,100	451,300	475,400		
79	240,600	293,700	340,700	380,000	394,800	414,400	451,300	475,400		
80	241,400	294,100	341,200	380,500	395,100	414,600	451,300	475,400		
81	242,100	294,300	341,600	381,000	395,300	414,800	451,300	475,400		
82	242,800	294,500	342,100	381,600	395,600	415,100	451,300	475,400		
83	243,500	294,900	342,600	382,200	395,900	415,400	451,300	475,400		
84	244,200	295,200	343,100	382,600	396,100	415,600	451,300	475,400		

平成27年4月1日適用

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	85	244,900	295,500	343,500	382,900	396,300	415,800			
	86	245,600	295,800	343,900	383,300	396,600				
	87	246,400	296,100	344,400	383,700	396,900				
	88	247,100	296,500	344,800	384,100	397,100				
	89	247,800	296,800	345,100	384,500	397,300				
	90	248,300	297,200	345,500	385,000	397,600				
	91	248,800	297,600	346,000	385,400	397,900				
	92	249,300	298,000	346,400	385,800	398,100				
	93	249,600	298,100	346,600	386,100	398,300				
	94		298,400	347,000	386,600					
	95		298,800	347,500	387,000					
	96		299,200	347,900	387,400					
	97		299,400	348,000	387,700					
	98		299,700	348,500						
	99		300,100	349,000						
	100		300,500	349,300						
	101		300,700	349,600						
	102		301,000	350,000						
	103		301,400	350,400						
	104		301,700	350,800						
	105		301,900	351,300						
	106		302,200	351,700						
	107		302,600	352,100						
	108		302,900	352,500						
	109		303,100	353,000						
110		303,500	353,400							
111		303,900	353,700							
112		304,200	354,000							
113		304,300	354,500							
114		304,600	354,900							
115		304,900	355,200							
116		305,300	355,500							
117		305,500	356,000							
118		305,700								
119		306,000								
120		306,300								
121		306,700								
122		306,900								
123		307,200								
124		307,500								
125		307,900								
再任用 職員		189,000	217,100	257,900	277,600	293,000	318,900	361,400	395,200	447,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

イ 教育職給料表（二）

平成27年4月1日適用

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,900	199,000	260,300	332,100	422,700
	2	155,400	200,700	262,900	334,400	424,500
	3	157,000	202,300	265,300	336,700	426,300
	4	158,500	204,100	267,900	339,000	428,100
	5	160,200	205,900	270,500	341,300	429,700
	6	162,200	207,600	272,900	343,600	431,300
	7	164,000	209,400	275,300	345,900	433,200
	8	165,800	211,000	277,600	348,200	435,100
	9	167,700	212,800	280,200	350,400	436,900
	10	169,800	214,800	282,600	352,600	438,700
	11	171,800	216,700	285,100	354,800	440,600
	12	173,900	218,600	287,500	357,000	442,500
再	13	175,900	220,400	290,100	359,200	444,100
任	14	178,200	222,400	292,200	361,200	446,000
用	15	180,400	224,400	294,400	363,200	447,900
職	16	182,600	226,500	296,600	365,300	449,800
員	17	185,000	228,400	298,900	367,200	451,500
以	18	187,600	231,200	301,600	369,200	453,300
外	19	190,200	233,900	304,300	371,200	455,100
の	20	192,700	236,700	307,000	373,200	456,900
職	21	195,300	239,300	309,700	375,200	458,500
員	22	197,000	242,200	312,400	377,200	460,300
	23	198,800	244,800	315,000	379,200	462,200
	24	200,500	247,600	317,700	381,100	463,900
	25	202,000	250,200	320,400	382,500	465,500
	26	203,700	252,800	322,800	384,400	467,200
	27	205,500	255,300	325,200	386,300	468,800
	28	207,100	257,900	327,600	388,200	470,400
	29	208,600	260,600	329,900	390,100	472,100
	30	210,400	263,100	331,900	392,100	473,600
	31	212,100	265,400	334,100	394,100	474,900
	32	213,800	267,700	336,300	396,100	476,300
	33	215,500	270,100	338,500	397,800	477,500
	34	217,300	272,400	340,700	399,500	478,200
	35	219,100	274,700	342,900	401,200	478,900
	36	221,000	276,900	345,100	403,000	479,600
	37	222,600	279,400	347,300	404,200	480,200
	38	224,400	281,400	349,500	405,700	480,900
	39	226,300	283,600	351,700	407,100	481,600
	40	228,100	285,700	353,900	408,600	482,300

平成27年4月1日適用

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	229,800	287,800	356,000	410,300	482,900
	42	231,600	290,400	358,100	411,700	483,600
	43	233,200	292,900	360,200	413,100	484,300
	44	234,800	295,400	362,300	414,700	485,000
	45	236,500	297,700	364,400	416,300	485,600
	46	238,000	300,300	366,500	417,600	486,300
	47	239,400	302,900	368,500	419,200	487,000
	48	240,800	305,600	370,600	420,800	487,700
	49	242,400	308,100	372,400	422,500	488,300
	50	243,900	310,600	374,300	423,900	
	51	245,300	313,100	376,300	425,500	
	52	246,800	315,600	378,300	427,100	
	53	248,200	317,900	380,300	428,700	
	54	249,500	320,100	382,100	430,200	
	55	250,900	322,300	383,900	431,800	
	56	252,400	324,500	385,700	433,400	
	57	253,800	326,800	387,200	434,900	
	58	254,900	329,000	388,900	436,400	
	59	256,200	331,200	390,600	437,700	
	60	257,600	333,300	392,300	439,100	
	61	258,900	335,500	393,600	440,400	
	62	260,400	337,700	395,000	441,700	
	63	261,800	339,900	396,400	443,000	
	64	263,300	342,100	397,700	444,200	
	65	264,700	344,100	399,100	445,500	
	66	266,400	346,300	400,400	446,700	
	67	268,000	348,500	401,800	447,900	
	68	269,700	350,700	403,200	449,100	
	69	271,200	352,700	404,600	450,400	
	70	272,700	354,800	405,900	451,600	
	71	274,200	356,900	407,300	452,800	
	72	275,700	359,000	408,700	454,000	
	73	276,800	360,800	410,000	455,100	
	74	278,200	362,700	411,400	455,700	
	75	279,600	364,700	412,800	456,200	
	76	281,000	366,600	414,200	456,700	
	77	282,400	368,600	415,300	457,200	
	78	283,600	370,300	416,600	457,800	
	79	284,800	372,000	417,900	458,300	
	80	286,000	373,700	419,300	458,800	
	81	287,300	375,200	420,600	459,300	
	82	288,500	376,700	421,900	459,900	
	83	289,700	378,200	423,100	460,400	
	84	290,900	379,700	424,400	460,900	

平成27年4月1日適用

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	85	292,100	380,800	425,500	461,400	
	86	293,300	382,200	426,700	462,000	
	87	294,500	383,600	427,900	462,500	
	88	295,700	385,000	429,000	463,000	
	89	296,900	386,300	430,000	463,500	
	90	298,100	387,600	431,000		
	91	299,300	388,900	432,000		
	92	300,500	390,200	433,000		
	93	301,300	391,500	433,900		
	94	302,400	392,700	434,800		
	95	303,600	394,000	435,600		
	96	304,800	395,300	436,400		
	97	305,800	396,700	437,200		
	98	306,900	397,700	437,600		
	99	308,000	398,800	438,000		
再	100	309,100	399,900	438,400		
任	101	310,000	400,700	438,800		
用	102	311,100	401,700	439,100		
職	103	312,200	402,800	439,400		
員	104	313,300	403,900	439,800		
以	105	313,900	404,600	440,100		
外	106	314,800	405,600	440,400		
の	107	315,600	406,600	440,700		
職	108	316,400	407,600	440,900		
員	109	317,300	408,300	441,100		
	110	317,700	409,200			
	111	318,200	410,100			
	112	318,700	410,900			
	113	319,300	411,400			
	114	319,700	412,100			
	115	320,200	412,800			
	116	320,700	413,500			
	117	321,300	414,100			
	118	321,800	414,700			
	119	322,300	415,100			
	120	322,800	415,500			
	121	323,300	415,900			
	122	323,700	416,200			
	123	324,200	416,500			
	124	324,700	416,700			
	125	325,300	416,900			
	126	325,600	417,200			
	127	325,900	417,500			
	128	326,200	417,700			

平成27年4月1日適用

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	129	326,500 円	417,900 円			
	130	326,800	418,200			
	131	327,100	418,500			
	132	327,400	418,700			
	133	327,600	419,000			
	134	327,800	419,300			
	135	328,000	419,600			
	136	328,300	419,800			
	137	328,600	420,000			
	138	328,800	420,300			
	139	329,100	420,600			
	140	329,400	420,800			
	141	329,600	421,000			
	142	329,800				
	143	330,100				
	144	330,300				
	145	330,600				
	146	330,800				
	147	331,100				
	148	331,400				
149	331,600					
150	331,800					
151	332,100					
152	332,400					
153	332,600					
再任用職員		236,200	277,300	306,600	335,200	421,000

備考（一）この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（三）

平成27年4月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,900	170,000	260,300	290,400	412,400
	2	155,400	172,100	262,900	293,100	413,900
	3	157,000	174,300	265,300	296,100	415,400
	4	158,500	176,500	267,800	298,800	416,900
	5	160,200	178,600	270,400	301,500	418,300
	6	162,200	180,800	272,900	303,900	419,800
	7	164,000	183,100	275,300	306,500	421,400
	8	165,800	185,300	277,600	309,100	423,000
	9	167,700	187,600	280,200	311,700	424,400
	10	169,800	190,500	282,600	314,600	425,800
	11	171,800	193,200	285,100	317,500	427,200
	12	173,900	196,000	287,500	320,400	428,600
	13	175,900	199,000	290,100	323,100	429,900
	14	178,200	200,700	292,200	325,400	431,300
	15	180,400	202,300	294,400	327,600	432,700
	16	182,600	204,100	296,600	329,900	434,100
	17	185,000	205,900	298,900	332,200	435,300
	18	187,600	207,600	301,600	334,500	436,600
	19	190,200	209,400	304,300	336,800	437,800
	20	192,700	211,000	307,000	339,100	439,100
	21	195,300	212,800	309,700	341,300	440,200
	22	197,000	214,800	312,400	343,600	441,500
	23	198,800	216,700	315,000	345,900	442,800
	24	200,500	218,600	317,700	348,200	444,100
	25	202,000	220,400	320,400	350,400	445,400
	26	203,600	222,400	322,800	352,300	446,600
	27	205,300	224,400	325,200	354,200	447,800
	28	206,800	226,500	327,600	356,100	448,900
	29	208,500	228,400	329,900	358,000	450,200
	30	210,300	231,200	331,900	359,900	451,000
	31	212,000	233,900	334,100	361,600	451,800
	32	213,700	236,600	336,300	363,500	452,700
	33	215,300	239,300	338,500	365,300	453,600
	34	217,000	242,200	340,600	367,000	454,100
	35	218,700	244,800	342,700	368,800	454,600
	36	220,500	247,600	344,800	370,600	455,100
	37	222,000	250,200	346,900	372,500	455,600
	38	223,700	252,800	348,900	374,100	456,100
	39	225,500	255,300	350,900	375,700	456,600
	40	227,200	257,900	352,900	377,300	457,100

平成27年4月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	228,800	260,600	354,800	378,600	457,600
	42	230,500	263,100	356,600	380,100	458,100
	43	232,200	265,400	358,400	381,600	458,600
	44	233,800	267,700	360,200	383,100	459,100
	45	235,500	270,100	362,000	384,700	459,600
	46	237,100	272,400	363,700	386,300	460,100
	47	238,600	274,700	365,400	387,900	460,600
	48	240,000	276,900	367,000	389,500	461,100
	49	241,600	279,400	368,400	390,900	461,600
	50	243,100	281,400	370,000	392,400	
	51	244,700	283,600	371,700	393,900	
	52	246,000	285,700	373,400	395,400	
	53	247,300	287,800	375,000	396,600	
	54	248,800	290,400	376,500	397,900	
	55	250,100	292,900	378,000	399,000	
	56	251,500	295,400	379,500	400,100	
	57	252,900	297,700	381,000	401,600	
	58	254,100	300,300	382,400	402,800	
	59	255,300	302,900	383,800	404,100	
	60	256,600	305,600	385,200	405,400	
	61	258,100	308,100	386,100	406,700	
	62	259,500	310,600	387,300	407,700	
	63	260,800	313,100	388,500	409,100	
	64	261,800	315,600	389,700	410,500	
	65	262,900	317,900	390,800	411,700	
	66	264,500	320,100	392,000	412,800	
	67	266,100	322,300	393,000	414,000	
	68	267,600	324,500	394,100	415,200	
	69	269,300	326,800	395,300	416,200	
	70	270,800	329,000	396,300	417,400	
	71	272,300	331,200	397,400	418,600	
	72	273,800	333,300	398,600	419,800	
	73	274,900	335,500	399,600	420,500	
	74	276,200	337,700	400,700	421,300	
	75	277,500	339,900	401,800	422,000	
	76	278,800	342,100	402,900	422,500	
	77	280,200	344,000	403,800	422,800	
	78	281,400	345,900	404,800	423,200	
	79	282,600	347,800	405,800	423,600	
	80	283,800	349,700	406,800	424,100	
	81	285,100	351,500	407,600	424,400	
	82	286,200	353,300	408,400	424,800	
	83	287,400	355,100	409,200	425,200	
	84	288,600	356,900	410,000	425,500	

平成27年4月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	85	289,600	358,300	410,700	425,800	
	86	290,600	360,000	411,500	426,200	
	87	291,600	361,700	412,200	426,600	
	88	292,600	363,300	412,900	426,900	
	89	293,700	364,800	413,500	427,200	
	90	294,600	366,100	414,200	427,500	
	91	295,500	367,500	414,600	427,800	
	92	296,400	368,900	415,300	428,000	
	93	296,900	370,400	415,700	428,200	
	94	297,700	371,700	416,200	428,500	
	95	298,500	373,000	416,700	428,800	
	96	299,300	374,300	417,000	429,000	
	97	300,100	375,300	417,300	429,200	
	98	300,900	376,300	417,600	429,500	
	99	301,700	377,300	417,900	429,800	
再	100	302,500	378,300	418,100	430,000	
任	101	303,400	379,400	418,300	430,200	
用	102	303,900	380,400	418,600	430,500	
職	103	304,400	381,400	419,000	430,800	
員	104	304,900	382,400	419,200	431,000	
以	105	305,100	383,200	419,400	431,200	
外	106	305,500	384,100	419,700		
の	107	305,800	385,000	420,000		
職	108	306,100	386,000	420,200		
員	109	306,300	386,900	420,400		
	110	306,500	387,900			
	111	306,800	388,900			
	112	307,100	389,900			
	113	307,300	390,500			
	114	307,500	391,400			
	115	307,700	392,300			
	116	308,000	393,200			
	117	308,300	394,000			
	118	308,600	394,800			
	119	308,900	395,600			
	120	309,200	396,400			
	121	309,300	396,900			
	122	309,500	397,700			
	123	309,800	398,400			
	124	310,100	399,100			
	125	310,300	399,800			
	126		400,500			
	127		401,000			
	128		401,600			

平成27年4月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	129	円	円	円	円	円
	130		402,300			
	131		402,900			
	132		403,600			
	133		404,100			
	134		404,400			
	135		404,700			
	136		405,000			
	137		405,300			
	138		405,600			
	139		405,900			
	140		406,200			
	141		406,500			
	142		406,800			
	143		407,100			
	144		407,400			
	145		407,700			
	146		407,900			
	147		408,200			
148		408,600				
149		408,800				
再任用職員		227,300	274,100	301,600	328,400	410,800

備考（一）この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(2) 退職手当

退職手当は、常勤職員として6ヶ月以上在職し、退職（死亡による場合を含む。）した場合に、その者（死亡による場合はその遺族）に支給される。

(退職理由別支給率表)

勤続年数	定年・勸奨等	自己都合	整理退職・ 公務死傷病	勤務公署移転	公務外傷病 その他
年					
1	0.87	0.522	1.305	1.0875	0.87
2	1.74	1.044	2.61	2.175	1.74
3	2.61	1.566	3.915	3.2625	2.61
4	3.48	2.088	5.22	4.35	3.48
5	4.35	2.61	6.525	5.4375	4.35
6	5.22	3.132	7.83	6.525	5.22
7	6.09	3.654	9.135	7.6125	6.09
8	6.96	4.176	10.44	8.7	6.96
9	7.83	4.698	11.745	9.7875	7.83
10	8.7	5.22	13.05	10.875	8.7
11	12.07125	7.7256	14.4855	12.07125	9.657
12	13.2675	8.4912	15.921	13.2675	10.614
13	14.46375	9.2568	17.3565	14.46375	11.571
14	15.66	10.0224	18.792	15.66	12.528
15	16.85625	10.788	20.2275	16.85625	13.485
16	18.59625	13.3893	21.663	18.59625	14.877
17	20.33625	14.6421	23.0985	20.33625	16.269
18	22.07625	15.8949	24.534	22.07625	17.661
19	23.81625	17.1477	25.9695	23.81625	19.053
20	25.55625	20.445	27.405	25.55625	20.445
21	27.29625	22.185	28.8405	27.29625	22.185
22	29.03625	23.925	30.276	29.03625	23.925
23	30.77625	25.665	31.7115	30.77625	25.665
24	32.51625	27.405	33.147	32.51625	27.405
25	34.5825	29.145	34.5825	34.5825	29.145
26	36.1485	30.537	36.1485	36.1485	30.537
27	37.7145	31.929	37.7145	37.7145	31.929
28	39.2805	33.321	39.2805	39.2805	33.321
29	40.8465	34.713	40.8465	40.8465	34.713
30	42.4125	36.105	42.4125	42.4125	36.105
31	43.9785	37.149	43.9785	43.9785	37.149
32	45.5445	38.193	45.5445	45.5445	38.193
33	47.1105	39.237	47.1105	47.1105	39.237
34	48.6765	40.281	48.6765	48.6765	40.281
35	49.59	41.325	49.59	49.59	41.325
36	49.59	42.369	49.59	49.59	42.369
37	49.59	43.413	49.59	49.59	43.413
38	49.59	44.457	49.59	49.59	44.457
39	49.59	45.501	49.59	49.59	45.501
40	49.59	46.545	49.59	49.59	46.545
41	49.59	47.589	49.59	49.59	47.589
42	49.59	48.633	49.59	49.59	48.633
43	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
44	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
45	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
46	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
47	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
48	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
49	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
50	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59

(調整額区分表)

調整額区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
行政職	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2・1級
教育職		4級 役職加算 20%	4級 左記以外で 管理職手当 3種 又は 5種	4級 左記以外で 管理職手当 6種 3級 役職加算 15%	3級 (左記以外) 特2級 2級 役職加算 10% (経験34年 (大卒) 以上)	2級 (左記以外) 役職加算 10% (経験27年 (大卒) 以上)	2級 役職加算 5% 1級 役職加算 5%	2級 1級 ともに 左記以外
調整月額	50,000	45,850	41,700	33,350	25,000	20,850	16,700	0

(手当の計算)

退職手当額 = 基本額 + 調整額

ア 基本額 退職日給料月額 × 支給率

ただし、定年前早期退職者で次の条件をすべて満たす者にあつては、退職日給料月額に次の額を加算する。

<条件>

- ・ 勲奨、整理、公務上死亡又は公務上傷病による退職
- ・ 勤続25年以上
- ・ 年齢50歳以上

<退職日給料月額に加算される額>

退職日給料月額 × (0.02 × 定年までの残余年数)

イ 支給率

勤続期間と退職理由（自己都合、勲奨、定年等）に応じた退職理由別支給率表の支給率

ウ 勤続期間

職員となった月から退職した月までの引き続き期間の年数（1年未満の端数月数は切り捨て、ただし、6月以上1年未満のときは1年）

県に採用する前に他県等で公務員の期間があり、勤続期間の通算規定により退職手当を受給することなく引き続き県に採用となった場合には、当該期間を勤続期間に含める。

また、勤続期間中に休職、停職又は育児休業等の期間がある場合には、その期間の2分の1（育児休業の期間の終期が平成4年4月1日以降の者については、子が満1歳に達するまでの期間は3分の1）の月数を勤続期間から除算する。

エ 調整額

在職期間中の各月にその者が属していた調整額区分の応じた調整月額のうち、額の多いものから60月分の調整月額を合計した額。

ただし、勤続期間が24年以下の場合は制限あり。

(3) その他の手当等

教職調整額

教職の特殊性に基づいて昭和47年1月から支給されることとなったものであり、教職員給料表の適用を受ける職員で1級、2級又は特2級にある者に、その給料月額の100分の4に

相当する額が支給される。なお、教職調整額は、地域手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、期末手当、勤勉手当、休職者の給与及び退職手当の算定の基礎とされる。

管理職手当

次の表に掲げる職の職員（管理又は監督の地位にある職員）に対して、その職に対応する区分の額（月額）が支給される。

区分	職
一種	参与
二種	副教育長、教育次長、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、本庁の課長、教育主管、福利厚生室長、教育事務所長、図書館長、図書館副館長、文化財保護センター所長、博物館長、博物館副館長、美術館副館長、現代陶芸美術館副館長
四種	管理調整監、教育施設整備監、研修企画監、生徒指導企画監、社会教育企画監、博物館部長、美術館部長、現代陶芸美術館部長、高山陣屋管理事務所長
六種	主幹、教育事務所の課長、校長、副校長（人事委員会が定めるものにあつては五種又は三種）、事務部長、図書館総務課長、図書館サービス課長
七種	教頭（人事委員会が定めるものにあつては六種）、部主事、学校事務主幹

備考 教頭及び部主事のうち教職調整額の支給を受けるものにあつては、区分を八種とする。
手当額

区 分	行 政 職				教 育 (二)			教 育 (三)	
	9 級	8 級	7 級	6 級	4 級	3 級	2 級	4 級	3 級
一種	128,900	118,900							
二種		95,100	90,600	85,200					
三種					74,900			72,300	
四種			67,900	63,900					
五種					65,500			63,300	
六種				51,100	56,200	55,500		54,200	53,800
七種				42,600		46,200			44,800
八種							34,100		

扶養手当

被扶養者の年間所得見込額が130万円に満たない場合、次の額（月額）が支給される。

- ・ 配偶者13,200円
- ・ 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円
- ・ 扶養親族である子のうち特定期間（満15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間をいう。）にある子がいる場合には、手当の月額に当該子1人につき5,000円を加算。

地域手当

当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定めた地域に在勤する職員に支給地域に応じて次の額が支給される。(県内の支給地域は、岐阜市、大垣市、多治見市及び美濃加茂市であり全て6級地(3%)である。)

(給料の月額+扶養手当+管理職手当)×支給割合

住居手当

ア 自ら住居するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員に、次のとおり支給される。

・月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の額から12,000円を控除した額

・月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の額から23,000円を控除した額の2分の1(16,000円を限度)を11,000円に加算した額。

イ 単身赴任手当支給職員で、配偶者等が居住する借家・借間の家賃を支払っている職員に、上記のアの額の2分の1が支給される。

通勤手当

通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等により通勤することを常例とする職員並びに交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員に、月額55,000円(自動車等により通勤することが常例とする職員は39,900円)を限度として支給される。(通勤距離2km以上であること。)

ただし、異動等により通勤の実情に変更が生ずることとなった職員で、新幹線鉄道、高速自動車国道等の利用が通勤の実情の改善に相当程度資するもので、その特別料金等を負担することを常例とする職員については、その特別料金等の2分の1(1月当たり20,000円を限度)を加算して支給される。

単身赴任手当

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対し、距離の区分に応じて30,000円～88,000円が支給される。

時間外勤務手当・休日勤務手当

正規の勤務時間を超えて、又は、休日等に、勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の125～100分の175に相当する額が支給される。

同一週を超える週休日の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えた時間については、100分の25～100分の50に相当する額が支給される。

宿日直手当

1回につき4,200円(半日勤務日の宿日直は6,300円)、学寮当直(人事委員会の定めるもの)の場合は1回につき7,200円、半日勤務日の当直は10,800円(人事委員会の定めるものを除く学寮当直の場合は1回につき5,900円、半日勤務日は8,850円)が支給される。また、農業高校における生物管理のための宿日直については、宿直勤務1回につき5,100円(半日勤務日

の宿直勤務にあっては8,050円) 日直勤務1回につき5,900円が支給される。

特殊勤務手当

職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とするものに対し、その勤務した実績に応じて次のとおり支給される。

- ア 小・中学校において2の学年を1学級として担当する業務 日額290円、3の学年を1学級として担当する業務 日額350円
- イ 主任等の業務を行う教員(教育業務連絡指導手当) 日額200円
- ウ 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で
- ・児童・生徒の保護又は災害若しくは復旧の業務 日額8,000円
ただし、被害が特に甚大な非常災害で、児童・生徒の救援業務に従事した場合、日額16,000円
 - ・児童・生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務 日額7,500円
 - ・児童・生徒に対する緊急の補導業務 日額3,750円又は7,500円
- エ 修学旅行、林間学校等で(学校が計画実施するものに限る。)に児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 日額4,250円
- オ 学校体育団体、教育研究団体等の主催する競技会等において、児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 日額4,250円
- カ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童・生徒に対する指導業務で、週休日等に従事した時間が引き続き2時間程度であるとき 日額1,500円(4時間程度であるとき3,000円)
- キ 週休日等において高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 日額900円、ただし、平日において勤務時間に引き続いて半日程度従事したとき450円
- ク 全日制又は昼間の定時制と夜間の定時制との業務 勤務1時間1,200円
- ケ 本務以外に通信教育の添削指導を行ったとき 月額3,850円(35通以下のとき110円×通数)
- コ 本務以外に通信教育の面接指導を行ったとき 勤務1時間1,200円
- サ 農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員が、教育指導業務として農作物等の病虫害防除のために行う農薬の散布作業に従事したとき 日額290円

へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する学校に勤務する職員に、給料及び扶養手当の月額合計額に次の支給割合を乗じた額が支給される。

準へき地	1級地	2級地	3級地
4%	8%	12%	16%

へき地手当に準ずる手当

職員がへき地等学校(へき地、準へき地、特別の地域に所在する学校)へ異動し、異動に伴って住居を移転したときから3年間(引き続き異動直後の学校に勤務し、人事委員会の定める条件に該当する者には更に3年間)、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4(6年目については100分の2)に相当する額が支給される。

寒冷地手当

寒冷地域に勤務する職員及び寒冷地域又は人事委員会の指定する区域内に居住する職員で指定公署に勤務する者に対し、11月から翌年3月までの間、次の表の区分に応じた額が支給される。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族である職員	その他の世帯主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

産業教育手当

農業又は工業の課程を置く高等学校で実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する教員及び当該実習科目について教諭の職務を助ける実習助手に給料月額100分の5（定時制通信教育手当を支給される者は100分の3）に相当する額が支給される。

定時制通信教育手当

高等学校で定時制課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長及び教員に給料月額100分の5（管理職手当を支給される者は100分の4）に相当する額が支給される。

期末手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員（基準日又は退職（死亡）時における無給休職者、刑事休職者、停職者又は非常勤職員等を除く。）に給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額に、次の支給割合と期間率を乗じた額が支給される。

支給日	6月30日	12月10日	計
支給割合	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の137.5 (100分の117.5)	100分の260 (100分の220)

(注) () は、職員の任用に関する規則別表行政職の表中本庁部長及び本庁次長の欄に掲げる職（参事の職にあつては人事委員会の承認を得た職に限る。）に相当する職（以下「管理・監督職員」という。）

在職期間	6ヶ月	5ヶ月以上 6ヶ月未満	3ヶ月以上 5ヶ月未満	3ヶ月未満
期間率	100分の100	100分の80	100分の60	100分の30

(注) 在職期間の算定については、休職（公務傷病による休職、結核休職等は除く。）の期間、育児休業の期間、大学院修学休業の期間の2分の1を、停職、専従休職等の期間を除算する。

勤勉手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員（基準日又は退職（死亡）時における休職者（公務傷病による休職、結核休職等は除く。）、停職者又は非常勤職員等を除く。）について、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、この額に職の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額に、次の成績率と期間率を乗じた額が支給される。

成績率の範囲
100分の150（管理・監督職員にあっては100分の190）を超えない範囲

期間率

勤務期間				割合
6ヶ月				100分の100
5ヶ月15日	以上	6ヶ月	未満	100分の95
5ヶ月	〃	5ヶ月15日	〃	100分の90
4ヶ月15日	〃	5ヶ月	〃	100分の80
4ヶ月	〃	4ヶ月15日	〃	100分の70
3ヶ月15日	〃	4ヶ月	〃	100分の60
3ヶ月	〃	3ヶ月15日	〃	100分の50
2ヶ月15日	〃	3ヶ月	〃	100分の40
2ヶ月	〃	2ヶ月15日	〃	100分の30
1ヶ月15日	〃	2ヶ月	〃	100分の20
1ヶ月	〃	1ヶ月15日	〃	100分の15
15日	〃	1ヶ月	〃	100分の10
15日	未満			100分の5

(注) 勤務期間から停職、休職（公務傷病による休職、結核休職を除く。）、非常勤職員等であった期間、勤務しないことにより給与を減額された期間及び私傷病による休暇が週休日及び休日を除き30日を超えるときはその勤務しなかった全期間を除算する。

5 教職員の免許

(1) 免許状の授与

免許事務は、教育職員の身分に関するものであるため慎重に行っており、毎月25日までに受理した申請書類については、末日付けで授与できるように処理している。

特に、臨時免許状については、その有効期間が、授与を受けてから3年間となっているため、臨時免許状を所有することによって任用されている者は、その期間内に正規の資格を取得するように指導している。更に、引き続き臨時免許状の授与を受ける場合は、必ずその有効期間の満了前に申請手続きを行い、その期間満了に伴う不測の事態が起こらないように指導している。

平成26年度の授与件数は、次のとおりである。

平成26年度免許状授与等件数

免許状の種類			件数	免許状の種類			件数
小 学 校	専	修	60	特別支援学校	専	修	5
	1	種	755		1	種	35
	2	種	52		2	種	98
中 学 校	専	修	62	特別支援学校 (自立教科等)	1	種	0
	1	種	745				
高 等 学 校	専	修	87	特別支援学校 (領域追加)	専	修	2
	1	種	870		1	種	1
					2	種	6

免許状の種類			件数	免許状の種類			件数
幼 稚 園	専	修	7	臨 時 免 許	幼 稚 園		-
	1	種	274		小 学 校		-
	2	種	481		中 学 校		-
養 護 教 諭	専	修	5		高 等 学 校		1
	1	種	14		特別支援学校		-
	2	種	26	書 換 え ・ 再 交 付		394	
栄 養 教 諭	1	種	31	計			4,050
	2	種	7				

(2) 免許状の失効

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ・教育職員免許法第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至ったとき。
- ・公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ・公立学校の教員であって地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

平成26年度の失効件数は、次のとおりである。

失効した免許状 3件

(3) 免許状の取上げ

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- ・国立学校又は私立学校の教員が、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・国立学校又は私立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・条件附採用期間中又は臨時的に任用された公立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

- ・免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

平成26年度の取り上げ件数は次のとおりである。

取上げ免許状 1件

(4) 免許教科外教科担任の許可

一定の要件の下で、その学校長と教諭の連名による申請により、その教科についての免許状を有しない教諭がその教科を担当することを、一年に限って許可している。

平成26年度の許可件数は、次のとおりである。

平成26年度免許教科外教科担任の許可件数

学校区分	教科											計
	国語	社会	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	
中 学 校	24	18			33	11	4	12	54	0	78	81
高 等 学 校	1		2	5	3	1	0	0	0			2
特 別 支 援 学 校	1	0	1	0	3	1	0	2	0	0	8	2
計	26	18	3	5	39	13	4	14	54	0	86	85
学校区分	教科											計
	外国語	書道	看護	情報	農業	工業	商業	福祉	宗教	工芸	職業	
中 学 校	17								0		0	332
高 等 学 校	2	2	1	67	0	9	3	10	0	3		111
特 別 支 援 学 校	0	0	0	4	1	3	1	0	0	0	0	27
計	19	2	1	71	1	12	4	10	0	3	0	470

(5) 特別非常勤講師の届出の受理

学校教育の効果的な実施のため特に必要がある場合は、各教科の領域の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、またはクラブ活動について、教員免許状を有しないが、専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持っている社会人を、特別非常勤講師として届出により任用している。

平成26年度の届出は、小学校36件、中学校10件、高等学校167件、特別支援学校74件であった。

(6) 免許状の取得のための事業

昭和24年の教育職員免許法の施行以来、免許法認定講習などにより、教職員の資質の向上を図るとともに、免許取得の機会を設けてきた。

平成26年度において免許状を取得させるために実施した事業は、次のとおりである。

①免許法認定講習

岐阜県教育委員会免許法認定講習

期 間 7月20日から10月25日まで

場 所 岐阜大学教育学部

岐阜盲学校

岐阜県シンクタンク庁舎

岐阜県総合教育センター

岐阜聖徳学園大学 岐阜キャンパス

科 目 教科に関する科目、教職に関する科目
特別支援教育に関する科目

平成26年度免許法認定講習実施状況

講 座 数	受講承認者数
教 科 に 関 する 科 目 2 講座	7
教 職 に 関 する 科 目 5 講座	394
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目 8 講座	833
計 15 講座	1,234

6 教職員団体

- 岐阜県教職員組合
- 養老郡教職員組合
- 揖斐郡教職員組合
- 高山市教職員組合
- 飛騨市教職員組合
- 岐阜県学校職員組合
- 岐阜県公立小中学校事務職員組合
- 岐阜県職員組合
- 岐阜公立学校教職員組合

- 岐阜市学校職員組合
- 羽島市学校職員組合
- 各務原市学校職員組合
- 瑞穂市学校職員組合
- 本巣市・北方町学校職員組合
- 羽島郡学校職員組合
- 大垣市学校職員組合
- 不破郡学校職員組合
- 安八郡学校職員組合
- 美濃市学校職員組合
- 郡上市学校職員組合
- 関市学校職員組合
- 美濃加茂市学校職員組合
- 加茂郡学校職員組合
- 可児郡市学校職員組合

第7節 公立幼稚園

平成18年に改正された教育基本法において、「幼児期の教育」の重要性が明確に位置付けられ、地方公共団体は、その振興に努めることが定められた。

本県においても、教育基本法に基づく岐阜県の教育振興基本計画として、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を平成26年3月に「第2次岐阜県教育ビジョン」をそれぞれ策定した。いずれにおいても、その基本目標の一つに「幼児期からの教育の充実」を掲げ、取り組むべき施策として、幼児教育の振興を図るための具体的な施策を示した。

平成20年10月には「岐阜県幼児教育の在り方検討委員会」を設置し、県内の学識経験者、幼稚園や保育所関係者、保護者、主任児童委員、市町村関係者等幅広い立場から今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討を進めた。その後平成21年10月に同会からの提言を受けて、岐阜県の幼児教育の課題を解決し、振興する方策を示した総合的な計画として、「岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」を平成22年3月に策定した。

本プランの具現に向け、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携、発達の課題に即した教育・保育の充実、特別支援教育の体制整備、教員や保育士の資質及び専門性の向上、幼稚園や保育所、認定こども園と家庭や地域社会との連携等の推進が図られてきた。平成26年度は、実施期間が終了したことを受け、次期プランの改訂に向けて準備を進めている。

公立幼稚園の現況

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1園当 たり学 級数 B / A	本 教 員 数 C	1園当 たり教 員数 C / A	園 児 数 D	1園当 たり園 児数 D / A
平成6年度	93	310	3.33	463	4.98	6,969	74.9
平成7年度	93	304	3.27	469	5.04	6,793	73.0
平成8年度	93	306	3.29	484	5.20	6,789	73.0
平成9年度	93	309	3.32	481	5.17	6,603	71.0
平成10年度	90	261	2.90	469	5.21	6,535	72.6
平成11年度	90	261	2.90	472	5.24	6,325	70.3
平成12年度	90	262	2.91	480	5.33	6,365	70.7
平成13年度	91	261	2.87	494	5.43	6,344	69.7
平成14年度	91	299	3.29	506	5.56	6,349	69.8
平成15年度	90	304	3.38	516	5.73	6,320	70.2
平成16年度	93	295	3.17	515	5.54	6,074	65.3
平成17年度	87	268	3.08	481	5.53	5,438	62.5
平成18年度	87	263	3.02	501	5.76	5,358	61.6
平成19年度	87	284	3.26	512	5.89	5,287	60.8
平成20年度	87	283	3.25	535	6.14	5,101	60.7
平成21年度	82	266	3.24	528	6.43	4,873	59.4
平成22年度	82	256	3.12	546	6.65	4,771	58.1
平成23年度	82	250	3.04	534	6.51	4,586	55.9
平成24年度	82	265	3.23	540	6.58	4,564	55.6
平成25年度	83	275	3.31	561	6.76	4,360	52.5
平成26年度	84	295	3.51	589	7.01	4,483	53.4

(学校基本調査による)

幼稚園数・就園率

年 次	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
幼稚園数	201	200	200	197	197	197	198	197	196	200
就園率(本県) %	58.1	57.5	58.2	56.8	57.1	55.0	55.6	54.5	53.4	53.3
就園率(全国平均) %	63.4	63.2	63.8	62.5	62.2	61.0	61.6	60.6	59.3	58.9

年 次	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
幼稚園数	193	192	192	188	188	188	188	188	188	188
就園率(本県) %	51.5	48.4	47.8	47.6	47.5	48.0	47.9	46.3	46.5	45.2
就園率(全国平均) %	58.5	57.7	57.2	56.7	56.4	56.2	55.3	55.1	54.8	54.2

(学校基本調査幼稚園・小学校による。幼稚園修了者数/小学校入学者数)

県乳幼児年齢別推計人口

(平成26年10月1日現在岐阜県人口動態統計調査結果－県統計課－)

年

齢(歳)	0	1	2	3	4	5
人口	15,837	16,616	17,141	17,807	17,159	17,359

第8節 私立学校

1 幼稚園

平成27年5月1日現在、幼稚園104園が設置されており、在籍園児数は18,178人である。幼稚園に対する助成制度としては、幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会等に対して補助金等を交付する。

私立幼稚園教育振興費補助金	3,576,089千円	(うち教育改革推進特別補助金 718,497千円)
幼児教育緊急環境整備事業費補助金	24,000千円	
幼稚園耐震化促進事業費補助金	206,265千円	
私立幼稚園連合会補助金	270千円	
私立幼稚園PTA連合会補助金	180千円	
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	360千円	

2 小・中学校

平成27年5月1日現在、小学校2校、中学校9校が設置されており、在籍児童・生徒数は小学校504人、中学校1,607人である。

3 高等学校

平成27年5月1日現在、全日制課程15校、通信制課程4校が設置されており、在籍生徒数全日制課程11,395人、通信制課程1,676人である。

高等学校に対する助成制度としては、高等学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、グローバル人材の育成を目的とした事業等に対し補助金を交付する。また、家庭の経済的状況に関わらず全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ちこめるよう、就学支援補助金及び授業料軽減補助金等を交付する。

私立高等学校教育振興費補助金(小・中学校分を含む)	4,688,717千円
(うち教育改革推進特別補助金)	634,800千円)
私立高等学校等就学支援補助金	1,907,000千円
私立高等学校等奨学給付金	75,757千円
私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金	5,177千円
私立高等学校等授業料軽減補助金	203,248千円
私立高等学校修学バックアップ貸付金	47,220千円
岐阜県選奨生奨学金	60,114千円
岐阜県子育て支援奨学金	54,810千円
社団法人岐阜県私学振興会補助金	450千円
ぎふグローバル人材育成推進モデル事業費補助金	20,000千円
不登校生徒対策支援モデル事業補助金	10,000千円

4 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

平成27年5月1日現在、学校法人立23校、その他法人立4校、個人立1校の計28校があり、在籍生徒数は3,463人で専修学校の分野別内訳は、次のとおりである。

[専門課程]

服飾・家政関係	8	医療関係	8	教育・社会福祉	1
衛生関係	3	工業関係	3		
商業実務関係	2	文化・教養関係	2		

[高等課程]

服飾・家政関係	4	衛生関係	1	工業関係	1
---------	---	------	---	------	---

[一般課程]

服飾・家政関係	7	衛生関係	1		
---------	---	------	---	--	--

(2) 各種学校

平成27年5月1日現在、学校法人立7校、その他法人立16校、個人立12校の計35校であり、在籍生徒数は3,343人である。

学校の種類別内訳は、次のとおりである。

洋裁・和裁	2校	珠算・簿記	11校
編物・手芸	1校	自動車運転	6校
看護	7校	その他	8校

(3) 助成制度

専修学校・各種学校の教育振興を図るため、教育振興費補助金を交付する。

私立専修学校等教育振興費補助金	153,786千円
(うち教育改革推進特別補助金)	36,990千円)
私立専修学校・各種学校連合会補助金	2,100千円
(うち個性を伸ばす教育奨励事業費補助金)	1,400千円)

5 その他

・文部科学省所轄の私立学校は、大学9校、短期大学10校の計19校がある。

私立大学協会補助金 90千円

私立短期大学協会補助金 90千円

・私立学校教職員共済法により、組合員及び学校法人等の掛金軽減のため、日本私立学校振興・共済事業団に対して85,137千円を補助する。

・私立学校教員の福利向上を図るため、社団法人岐阜県私学教職員退職金社団の退職金資金積立に要する経費に対して202,954千円を補助する。

・私立学校教職員の資質向上、私学教育の振興を図るため、岐阜県私学団体連合会の研修等に要する経費に対して270千円を補助する。

・市町村が行うブラジル人等子弟に対する交流支援のための事業に対して3,000千円を補助する。

第2章 調査統計

1 教育調査統計

教育の効果をあげるためには、教育の実態を正確に把握し、その進むべき方向を明らかにする必要がある。

このため、各種教育調査統計を実施しているが、教育総務課所管に係るものの概要は、以下のとおりである。

2 平成26年度の教育調査統計

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、平成25会計年度の教育費について財源別、支出項目別に学校教育費、社会教育費、教育行政費について調査した。教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係についてもあわせて調査した。

(2) 子供の学習費調査

子供を公立の幼稚園、小・中学校、高等学校に通学させている保護者が支出した教育費を、学校教育のために支出した経費、学校や学校教育関係団体に納付あるいは寄付した経費、及び補助学習やけいごとのために支出した経費に区分し調査した。

3 平成27年度の教育調査統計計画

文部科学省の実施する調査を基礎とし、県の教育行政に必要な資料を得るため、次の統計調査を実施する。

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、平成26会計年度の教育費について財源別、支出項目別に学校教育費、社会教育費、教育行政費について調査する。教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係についてもあわせて調査する。また、地方教育行政調査も実施する。

(2) 社会教育調査

社会教育行政機関及び公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設を対象として、職員数や前年度の事業実施状況について調査する。

第3章 広報・広聴活動

1 概況

教育委員会の行う広報・広聴活動は、教育施策や方針及び当面する教育問題に対しての教育委員会の考え方の周知徹底を図るとともに、県民及び教育関係者の教育に対する意見要望等を聴取することを主としている。

2 平成26年度の事業

(1) 広報活動

ア 平成26年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5判201ページ年1回、300部発行。岐阜県の教育の現状として教育行政全般の解説をし、主として県内教育機関に配布した。また、県教育委員会ホームページに掲載した。

イ 教育便覧「2014年度版岐阜県教育のすがた」(日英併記)の発行

A 4判8ページ年1回、1,000部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布した。

ウ 「岐阜県ふるさと教育実践集」の発行

A 4判42ページ年1回、1,600部発行。県内各地で行われている「ふるさと教育」の優れた実践を紹介し、教育関係機関に配布した。

エ その他の広報活動

知事部局広報課発行の広報紙「岐阜県からのお知らせ」や、テレビ・ラジオ「ぎふ県だより」(岐阜放送)等の番組、新聞紙面、県教育委員会ホームページ等を活用して各種教育情報を発信した。

オ 報道機関への資料提供

教育委員会決定事項や各種会議の結果、事業などの重要事項を記者発表した。

また、各種の催事案内等軽微な事項については、記者クラブへ資料を提供し、報道を依頼した。発表及び資料配布件数は次の通り。

月別 種別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
記者発表	2	2	2	2	1	0	2	1	1	2	1	1	17
資料配布	11	11	6	23	15	17	25	21	20	17	20	14	200
計	13	13	8	25	16	17	27	22	21	19	21	15	217

(2) 広聴活動

教育行政施策に反映させるため、地域住民や教育関係者等から意見、要望等を聴く広聴活動として次のとおり開催した。

ア スクールミーティング

開催日	開催場所	参加者(人数)	意見交換の主なテーマ
5/14 (水)	岐阜市立 長良西小学校	若手教員(5)	若手教員との懇談
6/9 (月)	可児市立 今渡北小学校	外国籍児童(10) 外国籍児童に 関わる教職員(9)	学校生活について 外国籍児童への指導の現状
9/9 (火)	県立 山県高等学校	2年生(1) 3年生(8)	学校生活について 卒業後の進路について
9/11 (木)	県立 飛騨高山高校	2年生(5) 3年生(3)	学校生活について 卒業後の進路について

開催日	開催場所	参加者（人数）	意見交換の主なテーマ
9/17 (水)	県立 東濃高校	2年生 (1) 3年生 (5)	学校の特色について 卒業後の進路について
9/18 (木)	揖斐川町立 揖斐川中学校	ALT (外国語指導助手) (1) 教職員 (1)	英語学習について
10/7 (火)	高山市立 丹生川小学校	6年生 (60) 教職員 (4)	授業の楽しさ 仲間との学びについて
10/15 (水)	可児市立 南帷子小学校	6年生 (4) 教職員 (5)	外国語活動について 今後の英語学習について
10/16 (木)	県立 中津商業高校	2年生 (2) 3年生 (10)	学校生活について 卒業後の進路について
10/28 (火)	県立 華陽フロンティア 高校	2年生 (2) 3年生 (4)	学校の特色について 中学校時代からの変化について
11/10 (月)	高山市立 本郷小学校 北稜中学校	中学2年生 (4)	英語の学習について
11/12 (水)	県立 可児工業高校	2年生 (3) 3年生 (7)	学校生活について 卒業後の進路について
11/14 (金)	大垣市立 西部中学校	3年生 (11)	部活動で得たこと
1/13 (火)	県立 不破高校	代表生徒 (11)	学校生活について 卒業後の進路について
1/14 (水)	白川町立蘇原小学校 白川小学校 佐見中学校	小学5・6年生(20) 中学1～3年生(26) 教職員 (4)	ユニバーサルデザインの授業について 小中連携プランによる学力の向上について
2/5 (木)	海津市立 城南中学校	地域の方 (2) 市役所 (1) 1～3年生 (4) 教職員 (3)	学校林保全活動について 若手教員との懇談

3 平成27年度の事業計画

(1) 広報活動

ア 平成27年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5判約200ページ、250部発行。岐阜県の教育の現状と教育行政全般の解説

イ 教育便覧「2016年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行

Ａ４判８ページ年１回、１,０００部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布する。

ウ 「岐阜県ふるさと教育実践集」の発行
Ａ４判４２ページ年１回、１,６００部発行。県内各地で行われている「ふるさと教育」の優れた実践を紹介し、教育関係機関に配布する。

エ その他の広報活動

県教育委員会ホームページ、知事部局広報課の広報紙「岐阜県からのお知らせ」、放送（ラジオ、テレビ）、新聞紙面等を活用して各種教育情報を発信する。

オ 報道機関への資料提供

記者発表…県政記者クラブに対して教育委員会決定事項、各種会議結果、事業等の重要事項について発表する。

資料配布…県政記者クラブに対して、各種の事業・催事案内、通知、刊行物を配布する。

(2) 広聴活動

教育施策に反映させるため、県民及び教育関係者等から意見、要望を聴くため広聴会を次のとおり開催する。

ア スクールミーティング

学校における課題やニーズを把握し、「子どもの視線」での教育施策を推進するため、教育長が学校現場を訪問する折に、児童生徒や教職員、学校評議員などとの意見交流の場を設ける。

イ 教育モニター情報連絡会議

４回開催（岐阜地区、西濃地区、東濃地区、飛騨地区で実施予定）

第４章 表 彰

１ 岐阜県教育委員会表彰

(1) 各界功労者表彰

岐阜県の教育、学芸その他文化の向上発展に関し、功績顕著な県内の団体及び個人に対して表彰を行う。

教職員の表彰は、次の項目のいずれかに該当するものに対して行う。

ア 職務に関し、有益な実験研究をし、著書の発行をし、その他学術、技芸及び芸術の振興を図り、教育文化の進歩に貢献してその功績が顕著であるとき。

イ 公務員としてその職責を遂行するため常に研究と修養に努め教育又は事務能率の刷新向上に努力し、その業績が抜群であるとき。

ウ 天災等に際し特別の功労があったとき。

エ その他特に表彰することを適当と認められる美事善行があり、他の模範であるとき。

表彰は市町村（組合）の教育委員会及び県教育委員会事務局の本庁の各課長の推薦により、教育長を委員長とする表彰選考委員会で審査し、教育委員会の会議において決定する。

推薦は、原則５月末日までに行うものとし、表彰は８月中に行う。

第66回岐阜県教育功労者表彰

式典 平成26年8月27日 岐阜県美術館特別応接室

・学術、技芸、芸術及び体育の振興を図り、その成績優良なもの 3名・2団体

氏 名	備 考
古川 祭 保 存 会	国重要無形民俗文化財
寒水 掛 踊 保 存 会	岐阜県重要無形文化財
藤 原 久 美 子	岐阜県文化財保護協会副会長
西 村 覺 良	山県市文化財審議会会長
高 橋 教 雄	郡上市文化財保護審議会会長

※体育に関する功績の表彰については、平成26年度から知事部局へ移管

・多年学校における保健管理の振興に尽くしたもの 7名

(2) 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

ア 永年勤続表彰

県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する職員（岐阜県職員表彰規程（昭和29年岐阜県訓令甲第9号）に基づく表彰に該当すると認められる者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員で多年にわたりその職責を尽くし、他の模範として推奨に値するものを表彰する。

職員が次の各号のいずれかに該当すると県教育委員会が認める場合は、これを表彰する。

(ア) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）第44条の5第1項及び第2項並びに第44条の6第1項に規定する学校に勤務する校長及び教員で勤続10年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合

(イ) 勤続20年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合

(ウ) 勤続30年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合

(エ) その他特に表彰することが適当である場合

表彰は、毎年8月中に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

表彰は、市町村（組合）の教育委員会並びに県教育委員会事務局の本庁各課長、各教育事務所長及び各教育機関の長の推薦により行う。

第66回岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

・勤続20年以上に達し他の模範であるもの 345人

（高等学校・特別支援学校101人、中学校71人、小学校153人、事務局等20人）

・勤続30年以上に達し他の模範であるもの 546人

（高等学校・特別支援学校188人、中学校120人、小学校219人、事務局等19人）

イ 退職教員表彰

教職員として多年にわたって勤務した者等が退職した場合において、特に県教育に貢献した者を表彰する。

平成26年度退職教員表彰 563人

（高等学校・特別支援学校131人、中学校124人、小学校306人、事務局等2人）

2 岐阜県教育委員会教育長表彰

(1) 学校部活動等指導功労者表彰

学校部活動の振興・発展を図るため、学校部活動等の指導者で次の項目に該当するものを表彰する。

- ア 全国規模以上の大会等で、優勝又はこれに準ずる成績を収めた部等の育成に貢献したと認められる者
- イ 同一種目の部等を永年指導し、部活動の振興発展に顕著な功績が認められる者

(2) 競技会等成績優秀者表彰

教育・文化の振興、発展を図るため、全国的又は国際的規模の競技会、コンクール等において優秀な成績を収めた次の項目に該当する個人又は団体を表彰する。

- ア 全国的規模以上の大会等において入賞、又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体で、岐阜県文化・スポーツ功績賞又は岐阜県民栄誉大賞の受賞に至らなかったもの
- イ 岐阜県文化・スポーツ功績賞又は岐阜県民栄誉大賞の対象となる競技会等に準ずる大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体

平成26年度岐阜県教育委員会教育長表彰

式典 平成27年3月2日 岐阜県図書館多目的ホール

優秀部育成者 1人（中学校1人）

永年指導者 17人（高等学校17人）

成績優秀者 13件（高校生11件、中学生2件）

成績優秀団体 4件（高等学校4件）

※体育分野における表彰については、平成26年度から知事部局へ移管

第5章 教育改革

1 「岐阜県における教育改革の行動指針（平成13年7月版）」の策定

教育委員会では、平成8年度以降、各種委員会、協議会等における議論や提言を踏まえ、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を目指した教育改革を推進してきた。そうした中、平成13年7月には、岐阜県の目指す教育の全体像を明らかにするため、「岐阜県教育改革プログラム」を付加した「岐阜県における教育改革の行動指針（平成13年7月版）」を策定した。

2 「岐阜県における教育改革の行動指針」策定以降の取組

行動指針の改革プログラムに沿って、教育施策を展開してきたが、平成14年8月には教育の全国大会である「教育改革in岐阜」において、これまでの教育改革の成果を全国に発信し、岐阜県が先駆的に取り組んできた教育施策を「岐阜モデル」として紹介した。平成16年4月には、情報公開と説明責任を果たすため、教育施策とその年度ごとの数値目標を示し、教育長のスーパー・マニフェストとして県民に公開した。この年はまた、これまでの教育施策を検証し、次の段階に向けた総括をするため、教育委員会・知事部局の全関係課において、教育改革の成果の総点検を行った。教育改革プログラムに従い、それぞれの分野でどのような成果があったのかをデータで示すことにより、施策の有効性を検証した。その結果は、平成16年12月開催の「岐阜県教育協議会」、同じく12月開催の県議会「人づくり対策特別委員会」、平成17年3月開催の「岐阜県教育改革懇談会」で説明し、ご意見をいただいた。

3 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定

平成17年2月から、県民の目線で県政全般にわたる総点検を全庁的に実施してきた。教育委員会においても、全ての教育施策について、県民との意見交換、政策総点検県民委員会による審議、職員による自己点検などを通じて、政策の方向性や施策・事務事業の点検・見直しを進めた結果、児童生徒の学力向上、少人数教育、特別支援教育、ふるさと教育、学校の安全確保、文化・スポーツの振興など、今日の教育が直面する様々な課題が明らかになるとともに、政策総点検結果報告において、県民の期待や願いを反映した政策の方向性と施策・事務事業のあるべき姿が示された。政策総点検の結果を平成18年度以降の教育施策に反映するとともに、県民との意見交換や政策総点検フォローアップ委員会における審議などを通じて、政策の進捗状況、継続課題の検討状況、新規課題への対応状況等について点検・検証する「政策総点検フォローアップ」を引き続き実施してきた。

平成18年度は、岐阜県のみならず全国的にも、いじめや未履修の問題など教育をめぐる様々な問題が相次いで発生した。このため、平成19年6月に、各界の有識者により構成される「明日の岐阜県教育を考える県民委員会」を設置し、改めて岐阜県の教育を総点検し、岐阜県の教育が目指すべき基本的方向や今後推進すべき施策などについて幅広く議論を進めてきた。県民委員会における延べ50時間にわたる議論の成果を、「明日の岐阜県教育を考える県民委員会～中間とりまとめ～」として平成20年3月末にまとめた。また、平成18年12月の教育基本法改正により、地方公共団体における教育振興基本計画の策定が盛り込まれたことを受け、岐阜県においても、県民委員会での議論等も踏まえながら、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。平成21年度以降は、「岐阜県教育ビジョン」の進行状況を点検評価しながら、施策の推進に取り組んでいる。

4 「第2次岐阜県教育ビジョン」の策定

平成21年度以降、「岐阜県教育ビジョン」に沿って、様々な施策を展開しながら本県教育の推進を図ってきた。しかし、その計画期間が平成25年度末で終了することから、社会経済情勢の変化や教育を取り巻く課題を踏まえた「第2次岐阜県教育ビジョン」（計画期間：平成26年度～平成30年度）を平成26年3月に新たに策定した。第2次教育ビジョンの策定にあたっては、教育委員による審議を中心に、各界の外部有識者により構成される「岐阜県教育ビジョン検討委員会」（平成25年1月～平成26年2月）を設け、今後推進すべき教育施策について広く意見交換を実施した。

第2次教育ビジョンでは、「高い志とグローバルな視野をもって自分の夢に挑戦し、地域の発展のために行動できる地域社会人の育成」を基本理念に掲げ、その実現に向け、身に付けるべき資質能力として、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく、生きていこうとする心」である「清流スピリット」に加え、「自立力」「共生力」「自己実現力」の3つの力を掲げた。

また、学力の定着や道徳性の涵養、豊かな人間性の醸成など「時代を超えて変わらないテーマ」については引き続き大切に取り組んでいくこととし、グローバル化や情報化に対応した教育、いじめや不登校に対する支援体制の強化、危機管理体制の充実など「時代の変化に柔軟に対応していくべきテーマ」も取り入れた。

さらに、新たな3つの「重点政策」（学力向上を核とした小・中学校教育の改善、中長期的な将来を見据えた高等学校の改革、卒業後を見据えた特別支援学校の充実）を設け、計画

期間の5年間、個別・重点的に取り組むべき課題への対応を示した。

第6章 研 修

第1節 平成26年度の事業

1 施設・設備の概要

総合教育センター

- ・ 所在地 岐阜市藪田南5-9-1
- ・ 設置年月 昭和45年4月

2 平成26年度の事業概要

教育委員会では、学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質や能力に負うところが大きいことから、全ての教員の資質と指導力の向上を図るため、教員研修の充実に努めている。平成12年度には、教科指導、教員研修、教育研究の一体化を図るため、研修管理課と学校支援課の2課の協働による教員の資質向上に努めた。平成18年度には、新たな教育課題に対する組織強化・組織再編、定数削減等の方針により、学校支援課が学校政策課と統合し県庁へ移転し、研修管理課は教育研修課へと名称変更した。平成20年度には、則武情報分室を、平成21年度には可児分室を閉鎖するが、その業務を総合教育センターへ縮小、移設し現在に至っている。

総合教育センターの事業は、このような経緯から教育現場と直結した研修体系を確立しており、特に初任者研修、大学連携、情報教育、企業研修等は全国的にも高い評価を得ている。また、毎年の事業内容見直しにより、教科指導力向上研修、マネジメント研修、特別支援教育に関わる研修、情報教育に関わる研修等、社会の変化や学校現場のニーズに応える講座を随時開設し、学校現場の教員への支援を積極的に行っている。

平成26年度には、総合教育センターの基本方針として「教職員のキャリアアップを図る研修の充実『学び続ける教職員』（センター研修の充実+校内研修の活性化）」を掲げ、教育現場と直結した教員研修の構築と充実に一層努めた。

(1) 研修事業

ア 基本認識

第2次岐阜県教育ビジョンの基本理念に向け、児童生徒が自己の夢や目標を実現できるよう、より質の高い教育を行っていくために、教員の資質や指導力の向上を図る。

イ 重点

- (ア) 管理職の学校経営力の向上
- (イ) 若手教員の実践的指導力の育成
- (ウ) 喫緊の課題への対応力の向上
- (エ) 派遣型研修等による市町村・学校への支援

ウ 基本研修講座 61講座

参加人数 幼稚園30人 小学校1,568人 中学校1,164人
高等学校891人 特別支援学校497人 その他133人
合計4,283人

※幼稚園・小学校・中学校・高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

エ 専門研修講座 104講座

参加人数 幼稚園69人 小学校1,326人 中学校856人
高等学校879人 特別支援学校226人 その他243人
合計3,599人

※幼稚園・小学校・中学校・高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

オ 出前講座 5講座(のべ113回)

参加人数 合計3,754人

(2) 主な教員派遣事業

ア 英語教育海外派遣研修(独立行政法人教員研修センター主催) 2か月間、4人
教育課題研修指導者海外派遣プログラム(独立行政法人職員研修センター主催) 2週間、21人

日本人若手英語教員米国派遣事業(文部科学省主催) 6か月間、1人

イ 教職員等中央研修(独立行政法人教員研修センター主催)

校長5日間、1人、副校長・教頭等17~18日間、9人、中堅職員18~25日間、14人
派遣先:独立行政法人教員研修センター(茨城県つくば市)

ウ 生徒指導指導者養成研修(独立行政法人教員研修センター主催)

中・高校生生徒指導主事16日間、2人

エ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修

専門研修 2か月間、3人

研究協議会 2日間、8人

オ 産業教育派遣研修

産業・情報技術等指導者養成研修(独立行政法人教員研修センター主催)

4~5日間、高等学校1人、中学校3人

産業教育実習助手(独立行政法人職員研修センター主催) 5日間、高等学校2人

カ 岐阜県長期内地派遣研修

大学等教育機関 3か月間、4人 日本ライトハウス 6か月間、1人

キ 教頭等民間派遣研修

教頭、教務主任等 民間企業等へ1か月、11人

(3) 教育情報事業

教育関係の資料は、図書26,859冊、教育研究資料47,012冊、雑誌47,744冊、視聴覚資料1,952点、その他新刊の教科書及び昭和40年以降の教科書16,877冊などを所蔵している。それら資料は、総合教育センターのホームページからの検索が可能である。

(4) 科学教育等の事業

ア 岐阜県児童生徒科学作品展

県内小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象に科学教育の振興を図るため、第58回児童生徒科学作品展を11月1日から11月3日の3日間開催した。出品点数は、各地区展に出されたものを含めると3,446点であった。

科学研究の一層の充実に資するため、科学作品展集録「科学の芽」第41集を刊行し、県内小・中・高・特別支援学校及び関係教育機関に配布した。

イ 科学教育シンポジウム

小・中・高等学校における理科教育の在り方について、先導的な研究を基に討議を行うため、毎年シンポジウムを開催してきた。平成26年度は、「実感を伴った理解を図る理科学習の創造」(小学校)を主題として、平成27年1月28日に開催し、県内から多数

の参加があり、「教材・教具」「指導計画と学習過程」「指導と評価」において研究内容を深めた。

第2節 平成27年度の計画

1 総合教育センター事業の内容

(1) 基本方針と基本コンセプト

教職員のキャリアアップを図る研修の充実
「学び続ける教職員」
(センター研修の充実＋校内研修の活性化)

①教職員研修の基本構想

学校のニーズや個々の教職員の課題に応じた講座を開設するとともに、校内研修への支援を一層充実させ、岐阜県教育の推進者として必要な資質・能力の育成を図る。

- (管理職は)学校の経営方針を具現するため、校内研修の活性化を図るとともに、自己啓発面談を利用して教職員に対し、計画的な講座の受講を勧め、人材育成を図る。
- (教職員は)自己啓発面談を通してキャリアプランを描き、目的をもって研修する。

②講座開設の基本方針

- 管理職の学校経営力の向上
- 若手教員の実践的指導力の育成
- 喫緊の課題への対応力の向上
- 派遣型研修等による市町村・学校への支援
- 研修成果の還元

(2) 重点施策

①管理職の学校経営力の向上

- ・新任校長研修(小中高特:悉皆)、2校目校長研修(小中:悉皆)、新任教頭研修(小中高特:悉皆)、2校目教頭研修(小中:悉皆)、校長研修(高特:2年目校長は原則参加、3年目以降の校長は希望)、教頭研修(高特:希望)を実施。内容を「組織マネジメント」と「リスクマネジメント」に焦点化するとともに、模擬演習を取り入れて実践的に研修を行うなど、内容の充実を図る。

②若手教員の実践的指導力の育成

- ・初任者研修について、大学卒業後に直接採用となる小学校の初任者の一部について、新たに「岐阜県型初任者研修(スタートアップ・プラン)」を実施し、担任を受けもたずに、一層研修に集中できるようにする。
- ・従前からの初任者研、3年目研に加え、2年目研修[全校種]、4年目研修[小・中]を充実させ切れ目のない研修体系とし、若手教員の教科指導力や学級経営力の育成を図る。
- ・3年目研修において、情報教育及び特別支援教育(通常学級における発達障がいへの対応)等の研修を実施する。
- ・全経年研修において、経験年数に応じた内容で教科指導研修を実施する。

③喫緊の課題への対応力の向上

- ・教科指導力等を高める研修講座（47講座）を開設し、基礎的・基本的な知識や技能と思考力・判断力・表現力をバランスよく身に付けさせるための具体的な授業改善に重点をおいた研修や、学級経営力の向上を図る研修等の充実を図る。
- ・教育課題対応力を高める研修講座（40講座）を開設し、学校組織マネジメント、危機管理（体罰・いじめ・アンガーマネジメント）、生徒指導（いじめ問題対応、虐待対応）、教育相談、情報モラル教育（SNS・ゲーム機対応）、特別支援教育（通常学級を想定した事例研）、の研修を実施し、保護者や社会の要請に応える力量を育む。

④派遣型研修等による市町村・学校への支援

- ・各学校からの要望に対応し、授業改善研修の教科を拡充するなど、出前講座の充実を図る。→出前講座「授業改善シリーズ」
- ・高等学校、特別支援学校が、学校活性化プログラム等により、より充実した校内研修が推進できるよう、研修についての出前講座の申し込みや相談を随時受け付ける。
- ・県内の教育研究所への講師派遣や各地区において研修講座の開催を促進することで、より多くの教職員が研修に取り組めるようにする。
- ・高等学校、特別支援学校が、学校活性化プログラム等により、より充実した校内研修が推進できるよう、研修についての出前講座の申し込みや相談を随時受け付ける。
- ・県内の教育研究所への講師派遣や各地区において研修講座の開催を促進することで、より多くの教職員が研修に取り組めるようにする。

⑤研修成果の還元

- ・海外研修派遣者や中央研修派遣者を総合教育センターや市郡町教育研究所が主催する研修の講師にあて、研修成果を受講者に還元し指導改善に生かすことができるようにする。また、研修成果をホームページで公開、メールでの配信等を行うことで広く周知する。
- ・研修後の還元度アンケートの内容を改善することで、受講者の研修成果還元の方途を示すとともに、還元の実態を把握し研修内容の改善に生かす。

(3) 総合教育センターの講座開設の工夫

- ・研修成果の還元を充実させるため、「還元度アンケート」を改善する。(H27.4～)
- ・研修室予約の効率化、利用責任者の明確化を図るため、研修室申込システム運用を開始する。(H25.3～)
- ・全ての専門研修講座において、研修内容活用アンケートを実施し、講座構築の参考とするとともに、研修内容が各学校の校内研修に活用する意識をもたせる。(H24年度以降)
- ・H16年度より廃止された「研修講座一覧表」を、新たに作成し、各学校へ配布する。(小中・高特ともに、ポスター及び電子データにて配布)(H25年度以降)
- ・講座実施要項を出張根拠とし、確定メールを廃止する。(H23年度以降)
- ・講座参加者の名札を各学校使用のものとする。(H23年度以降)
- ・受講機会の拡充のために、一部講座を前期と後期に開設する。(H20年度以降)
- ・「受講受付」の弾力的運用（定員に余裕のある講座で実施2週間前までの随時受付を実施）を図る。(H22年度以降)
- ・講座の内容が分かりやすいよう、全ての講座にサブタイトルを付けるとともに、受講

者アンケートに寄せられた「受講者の声」や新規講座のセールスポイントを紹介し、受講を促す。(サブタイトルH20年度以降)

- ・ 講座情報の配信・ホームページで公開する。
- ・ 講座内容は、講義だけでなく、演習や模擬授業等も取り入れ、実践に結び付くよう工夫する。
- ・ 研修成果が学校で反映できるよう、講座の終わり方を工夫する。(H20年度以降)
- ・ 常勤講師の力量向上を図るために講座を拡充する。(H20年度以降)
- ・ 非常勤講師の力量向上を図るために自主研修の機会を提供する (H20年度以降)
- ・ 研修する教職員を応援するために(必要に応じ)研修情報をマスコミへ提供する。
- ・ 土曜講座開設 (H19年度以降)、出前講座開設 (H19年度以降)。

(4) 内容

(詳細は、岐阜県総合教育センターHP <http://www.gifu-net.ed.jp/gec/>へ)

①基本研修(64講座)経験年数に応じた研修(上段)・職務に応じた研修(下段)

講座名(略称)	対象
初任者研修	幼 小 中 高 特
新規採用養護教諭研修	小 中 高 特
新規採用栄養教諭研修	任用替 新卒者
新規採用実習助手研修	実習助手
2年目研修	小 中 高 特
3年目研修	小 中 高 特
4年目研修	小 中 高 特
6年目研修	養 小 中 高 特
12年目研修	養 栄 幼 小 中 高 特
常勤講師研修	小 中 高 特
常勤講師研修(養護助教諭)	小 中 高 特
新任校長研修	小 中 高 特
2校目校長研修(小・中)	小 中
校長研修(高・特)	高 特
新任副校長研修	高 特
新任教頭研修	小 中 高 特
2校目教頭研修(小・中)	小 中
教頭研修(高・特)	高 特
新任部主事研修	特
新任主幹教諭研修	小 中
新任教務主任研修	小 中 高 特
新任生徒指導主事研修(高・特)	高 特
新任進路指導主事研修(高・特)	高 特
特別支援学級(小)・通級指導教室(小中)新任担当教員研修	小 中
特別支援学級新任担当教員研修(中)	中
特別支援学校新任担当教員研修(特)	特
特別支援教育講座～寄宿舎指導員研修～	特

講座名(略称)	対象
校内研修推進リーダー研修	高 特
県立学校情報化推進担当者研修	高 特
県立高校成績処理担当者研修	高
学年主任研修	中
市町村指導者研修	市町村教委教員研修担当
県立学校はじめての情報化推進担当者研修	高 特
「英語教育推進リーダー」による指導力向上研修	小 中

②専門研修（教科指導力等向上講座 47講座）

講座名(略称)	対象
教科指導講座（小）国社算算（少人数）理音図体家生	小
教科指導講座 社会科教材研究	小 中
教科指導講座（中）国社数理体技（基礎・専門）家外	中
教科指導講座 音楽	中 高
教科指導講座 美術	中 高 特
教科指導講座（高）国地歴公民数理外保健体育農商工情生活産業	高 高
理科教育講座（小）（中）（高）	小 中 高
理科実験教材開発講座（高）	高
小学校理科観察実験技能向上講座	小
外国語活動実践力アップ講座（小）	小 中 高 特
楽しくて授業に役に立つ観察実験のものづくり講座	保 幼 小 中 高 特
絵画実技研修講座	保 幼 小 特
道徳教育実践力アップ講座	小 中 高 特
特別活動指導力向上講座	小 中
学級経営力向上講座（「Q-U」活用）	小 中 高 特
学級経営基礎講座（小）（中）	小 中
キャリア教育講座	保 幼 小 中 高 特

③専門研修（教育課題対応力向上講座 40講座）

講座名(略称)	対象
危機管理対応講座	保 幼 小 中 高 特
学校組織マネジメント講座（基礎・応用）	保 幼 小 中 高 特
「いじめ」問題対応講座（含ネット対応）	小 中 高 特
虐待対応講座	小 中 高 特
人権教育講座	小 中 高 特
教育相談基礎講座	小 中 高 特
教育相談体制づくり講座	小 中 高 特
教育相談ワークショップ	高 特
不登校対応講座	小 中 高 特
キレる児童生徒への対応講座	小 中 高 特
児童生徒のメンタルヘルス講座	小 中 高 特

講座名（略称）	対象
プレゼンテーションソフト講座（入門・活用）	保 幼 小 中 高 特
計測・制御実習講座	小 中 高 特
ネットワーク講座	高 特
アプリ作成講座	高 特
e-Learningシステムによる研修講座	小 中 高 特
情報モラル教育指導者養成講座	小 中 高 特
校務のための表計算講座（基礎・活用・応用）	保 幼 小 中 高 特
ホームページ作成ソフト講座（入門・発展）	保 幼 小 中 高 特
防災教育推進講座	保 幼 小 中 高 特
外国人児童生徒への指導力向上講座	保 幼 小 中 高 特
国際理解教育講座（海外派遣）	保 幼 小 中 高 特
感性をはぐくむ幼児教育講座	保 幼
保育力向上講座（幼児教育）	保 幼 小 特
特別支援教育講座（心理検査初級・上級・授業づくり）・LD、ADHD・交流及び共同学習）	保 幼 小 中 高 特
医療的ケア専門研修	特 特
介護員・介護専門職研修会	特 特
栽培学習指導者講座	保 幼 小 中 高 特
研究開発講座（高）ホームルーム みちびき	高
研究開発講座（高）教育相談研究集録	高
アクティブ・ラーニング対応講座	小 中

④ 専門研修（連携講座 8 講座）

講座名（略称）	対象
埋蔵文化財活用講座（岐阜県文化財保護センター）	小 中 高 特
先端科学体験講座（サイエンスワールド）	保 幼 小 中 高 特
博物館活用講座（岐阜県博物館・瑞浪市化石博物館）	保 幼 小 中 高 特
美術館活用講座（岐阜県美術館・現代陶芸美術館）	小 中 高 特
エコ・サイエンス体験講座（サイエンスワールド）	保 幼 小 中 高 特
自然体験講座（森林文化アカデミー）	保 幼 小 中 高 特

⑤ 専門研修（重点講話 3 講座）

講座名（略称）	対象
第1回重点講話2015「もの語る力を育む教育」 ～ふるさとへの誇りと復活力をもつ子の育成～	保 幼 小 中 高 特
第2回重点講話2015「確かな学力の育成」 ～学び合いの授業づくり～	保 幼 小 中 高 特
第3回重点講話2015「特別支援教育の充実」 ～気になる子への支援～	保 幼 小 中 高 特

⑥専門研修（土曜講座 2講座）

講座名（略称）	対象
第1回土曜ステップアップ講座 ～つまずき解消「できる・分かる・楽しい」 授業のユニバーサルデザイン～	保 幼 小 中 高 特
第2回土曜ステップアップ講座 ～「質問会議で考える情報モラル指導」ゲーム機・ スマホなど安全に・安心・有効に使えるように～	保 幼 小 中 高 特

⑦専門研修（出前講座 5講座）

講座名（略称）	対象
教科指導力向上に関する研修 授業改善	保 幼 小 中 高 特
教育課題対応力向上に関する研修 学校組織マネジメント	保 幼 小 中 高 特
教育課題対応力向上に関する研修 教育相談	保 幼 小 中 高 特
教育課題対応力向上に関する研修 特別支援教育	保 幼 小 中 高 特
教育課題対応力向上に関する研修 情報モラル	保 幼 小 中 高 特

⑧専門研修（その他 1講座）

講座名（略称）	対象
育児休業からの復帰支援のための研修	小 中 高 特